

平成 28 年度

精神保健福祉センター一報



滋賀県立精神保健福祉センター

はじめに

皆様には、日頃から当センターの事業や活動に、ご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。平成 28 年度の当センターの所報を取りまとめました。この 1 年間の活動にご協力賜りました関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、本号をご高覧のうえ忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年度は 4 月に発生した熊本地震の震災災害派遣精神医療チームを編成することからスタートしました。当センターからは 5 月 1 日～3 日、5 月 10 日～12 日それぞれに医師・保健師・心理士・精神保健福祉士のチームを 2 班派遣し、被災地で活動をさせていただきました。DPAT の意義、必要性を感じることでできた非常に貴重な経験であったと感じています。

5 月には「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、都道府県における「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定が努力義務として規定されたことから、滋賀県では平成 29 年度の策定を目指し取組みを始めたところです。また、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が 6 月に施行、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (IR 推進法)」も施行され、今後依存症対策は大きく変化をしていくと考えられます。

自殺対策においては予防啓発にも力を入れ、大学や薬剤師会も含め検討する場を設けることで支援者を増やすことに尽力しました。平成 29 年 4 月より自殺対策推進センターを当センターに設置、現在の業務に加え「自殺対策基本計画 (仮)」の策定や市町の計画策定の支援をおこなっていくこととなっています。

精神科救急情報センターでは、「滋賀県精神科救急医療システム」に基づき、全県を対象とした夜間・休日の県民等からの電話による救急医療相談、関係機関に対する電話による精神科救急受診支援、法第 23 条通報受理、緊急措置および大津市保健所管内の平日昼間における措置業務を行っていますが、県民の方が速やかに適切な医療が受けられるよう関係機関と連携しながら精神科救急利用体制の確保を図っていきます。

知的障害者更生相談所では、関係機関とのケース検討を行い、従来よりも直接的なやりとりを行うことに力をいれました。ひきこもり支援についても相談件数が増加、内容も多様なものになっており、年々当センターが担っていく役割、責務が大きくなっていることを実感しております。

わたしたちに何ができるのか、何が必要かを考えられる柔軟な頭と、すぐに動けるようなフットワークの軽さを目指し、今後もセンター職員一丸となって邁進していきたいと思います。

今後も引き続き、当センターの活動に一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

滋賀県立精神保健福祉センター

所長 辻本 哲士

目 次

I. 沿革	1
II. 組織	2
III. 実績	
1. 技術指導・技術援助	3
2. 教育研修	4
3. 広報・普及事業	6
4. 精神保健福祉相談事業	10
5. 特定相談事業	11
6. 社会復帰関連事業	14
7. 心の健康づくり推進事業	16
8. 自殺予防（うつ病）対策事業	17
9. こころのケアチーム派遣関連事業(C I T)	18
10. 団体育成	21
11. 自立支援医療(精神通院医療)の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付	22
12. 精神医療審査会	23
13. 精神科救急情報センター事業	24
14. ひきこもり支援センター事業	28
15. 知的障害者更生相談所事業	34
16. 医療福祉相談モール推進事業	39
17. 研究・発表等	40
IV. 参考資料	
1. 精神保健福祉センター運営要領	44
2. ひきこもり対策推進事業実施要領	46
3. ひきこもり推計数	48
4. 社会資源一覧	50
5. 滋賀県精神科救急医療システム事業	52
6. 年度別申請・通報等の対応件数	53

I. 沿革

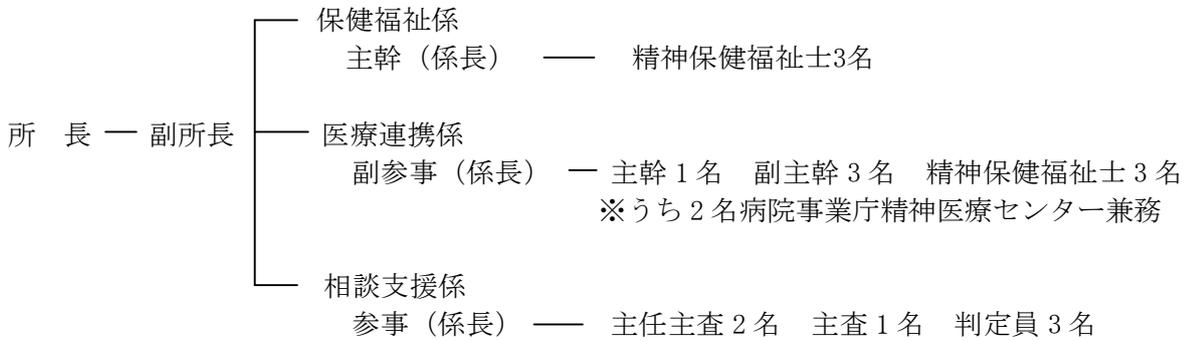
昭和		
52年	6月	県議会「精神保健総合施設設置について」の請願採択
59年	6月	県議会「精神保健総合施設整備について」知事表明
60年	4月	精神保健総合施設整備構想に係る調査の委託
61年	8月	滋賀県地方精神衛生審議会に報告
62年	5月	精神保健総合センター（仮称）システム検討委員会設置
	9月	「精神保健総合センター（仮称）整備の基本的在り方について」報告
	11月	企画設計の委託
63年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本計画に関する報告書」の提出
	6月	滋賀県精神保健システム検討委員会設置
	6月	プロジェクトチーム「基本設計対策チーム」、「運営計画検討チーム」の設置
	11月	プロポーザル方式により基本設計委託業者を決定
	12月	基本設計開始
平成		
元年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本設計説明書」の提出 「滋賀県における精神医療保健活動の基本的あり方」 中間報告：滋賀県精神保健システム検討委員会
	4月	精神保健総合センター開設準備室の設置
	5月	実施設計開始
	10月	地質調査開始
2年	12月	精神保健総合センター起工
4年	5月	部分竣工
	6月	竣工・開設、精神保健センター部門業務開始
	9月	病院部門業務開始 外来、入院業務（50床）
	10月	精神科デイ・ケア部門（精神保健福祉センター組織）業務開始
5年	4月	こころの電話相談業務開始（077）567-5560
7年	11月	精神障害者就労相談業務開始
9年	4月	滋賀県精神科救急医療システム事業開始
17年	7月	こころの電話相談業務を午後4時終了から午後9時終了に延長
	9月	日本医療機能評価機構 病院機能評価 認証取得
18年	4月	精神保健総合センターが、精神保健福祉センターと精神医療センターに組織改編 （精神科デイケア部門が精神医療センター組織へ）
21年	4月	精神科救急情報センター開設
22年	4月	ひきこもり支援センター（成人期）開設
25年	4月	知的障害者更生相談所機能が精神保健福祉センター組織へ 滋賀県自殺予防情報センター開設
	7月	障害者医療福祉相談モール設置（知的障害者更生相談所、ひきこもり支援センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、地域生活定着支援センターの機能を集約）ワンストップ電話相談を開設
28年	3月	滋賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成28年3月1日施行）第6条1項により精神保健福祉センターが子ども・若者支援調整機関として指定

Ⅱ. 組 織

1. 組織および現員

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

現員 21 名



2. 職種別職員数

グループ名 \ 職種	医 師	保健師	判定員	精神保健福祉士	事 務
所長	1				
副所長					1
保健福祉係		1		3	
医療連携係		2		3	3
相談支援係		1	6		
計	1	4	6	6	4

※当センターが本務でない兼務職員は除く。

3. 附属機関

名 称	委員数
精神医療審査会	24

4. その他非常勤職員等

職 名	人 数
こころの電話相談員	5
心理相談業務取扱嘱託員	2
ひきこもり相談員	1
心理判定事務取扱嘱託員	4
自殺予防コーディネーター	2
精神科救急対応支援員	7
精神科救急医療調整員	14
精神科救急医療調査員	8
臨時的任用職員	2

Ⅲ. 実 績

1. 技術指導・技術援助

県内の地域精神保健福祉活動の推進を目的に、県内7保健所とその他関係機関への技術協力を行った。地区担当チームを配置し、チーム員と保健所担当者が支援内容を協議し、保健所事業への参加、および助言を行った。平成28年度は、医師7名、コメディカル8名（保健師3名、精神保健福祉士5名）の体制で支援を行った。

(1) 業務内容別（延べ数）

	地区管理	関係機関調整	研修	地区組織活動	事例検討	集団指導	健康教育	その他	計
大津市	1	12	2	0	11	0	0	0	26
草津	8	3	1	0	9	0	0	0	21
甲賀	2	9	2	0	4	0	0	0	17
東近江	1	15	1	0	6	0	0	0	23
彦根	1	12	0	0	7	0	0	0	20
長浜	1	14	5	7	0	0	0	0	27
高島	1	9	3	0	4	0	0	0	17
計	15	74	14	0	48	0	0	0	151

(2) 事業参加者別（延べ数）

	保健所	市町	福祉事務所	医療施設	介護老人保健施設	障害者支援施設	社会福祉施設	他	計
大津市	61	40	0	105	5	101	17	38	367
草津	44	67	0	29	4	31	11	9	195
甲賀	16	27	0	28	31	86	0	5	193
東近江	29	62	0	41	0	67	0	15	214
彦根	25	26	0	54	0	37	0	52	194
長浜	59	50	0	72	1	32	1	99	314
高島	19	52	0	22	0	44	2	45	184
計	253	324	0	351	41	398	31	263	1661

*ケース検討は1件毎に計上

(3) 職種別（延べ数）

	医師	保健師	精神保健福祉士	心理士	その他	計
大津市	18	16	11	0	0	45
草津	7	2	28	0	0	37
甲賀	5	0	17	0	0	22
東近江	8	20	2	0	0	30
彦根	5	3	20	0	0	28
長浜	9	6	24	1	0	40
高島	6	13	4	0	0	23
計	58	60	106	1	0	225

2. 教育研修

保健所、市町、社会復帰施設、その他の関係機関等、県内の精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため精神保健福祉に関する専門知識および技術研修を行った。

(1) 精神保健医療福祉業務従事者研修会 基礎コース

精神障害者を支援するための必要な基礎知識の習得および援助者としての基本姿勢を学ぶ研修として実施した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年 5月25日(水) 5月27日(金) 6月 3日(金)	(1) 滋賀県における精神保健福祉施策の動向 (2) 精神疾患の理解とその対応 (3) 精神障害者とその家族の支援～生活障害としての捉え方と援助技術の基本 講師：障害福祉課職員 精神医療センター医師 佛教大学社会福祉学部教授 篠原 由利子 氏	延べ 162名

(2) 精神保健医療福祉業務従事者研修会 ステップアップコース

精神障害者の支援を効果的に行うために、近年の実情に応じたテーマ設定し、従事者の資質向上を図ることを目的に実施した。

実施日	内 容	参加者数
平成29年1月30日(月)	講義 「基本的な相談面接技法」 ～基本スキルを学ぶ～ 講師 聖泉大学看護学部 地域看護学 准教授 原田 小夜 氏	延べ 36名

(3) 滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業

ア 精神保健医療福祉業務従事者研修会 行政機関の職員むけコース

保健所・精神保健福祉センター・県庁主管課等の職員が、それぞれの機関に期待される役割を理解し、地域精神保健医療福祉活動の視点について考え、日々の実践につなげることを目的に開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年8月2日(火)	講義 「地域の特性をふまえた精神保健医療福祉活動の充実・到達をめざして ～保健所・県機関で活動する専門職等に求められる役割と期待～」 グループワーク 「それぞれの活動を振り返り、今後の取り組みを考える」 講師 京都ノートルダム女子大学 生活福祉文化学部 准教授 佐藤 純 氏	19名

地域の精神保健医療福祉関係者が、ピアサポート活動ならびにピアサポーター養成の実際を学ぶことにより、各圏域でのピアサポーター養成およびそれぞれの専門性をいかした協働につながることを目的に開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成 28 年 10 月 17 日(月) 10 月 31 日(月)	講義 「ピアサポート活動とは」 演習 「ピアサポーター養成講座の進め方 Part I・II」 意見交換 「ピア活動の充実に向けて」 講師 認定NPO法人 サタデーピア 理事長 上ノ山 真佐子 氏	延べ 22 名

ウ 滋賀のみんなで作る精神保健医療福祉チーム（中核的人材）育成研修会

病院・地域の精神保健医療福祉関係者、当事者、行政担当者等がそれぞれの専門性と役割を理解し、多職種の連携強化を図ることにより、一人ひとりの精神障害者を支援する精神保健医療福祉チームづくりをすすめ、地域でのネットワークにより支援できる体制づくりをめざし研修会を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成 28 年 12 月 22 日(木)	講義・演習 「多職種チームによる実効性ある地域支援体制 づくり ～病院と地域がつながるために～」 実践報告 「滋賀県内における多職種連携・ネットワーク づくりの取り組み」 グループワーク 「各圏域（チーム）ごとに進捗状況を振り 返り、今後の取り組みを考える」 講師 特定非営利活動法人じりつ 代表理事 岩上 洋一 氏 コーディネーター 龍谷大学 社会学部 地域福祉学科 教授 荒田 寛 氏	79 名

3. 広報・普及事業

県内の保健所等と連携を図りながら、精神保健福祉に関する知識の普及啓発により県民の精神保健に関する知識を深め、意識を高めることを目的に、健康教育（講師派遣）、所報の発行、報告書の作成を行った。

(1) 健康教育（講師派遣）

	テーマ・内容	対象者	実施主体	人数	担当
1	精神障害のある方からの相談対応について	相談業務従事者等	人権施策推進課	40	医師
2	子どもの自殺について	県立中高教員	滋賀県教育委員会	60	医師
3	生活困窮者の自立支援	全国市町村職員	全国市町村国際文化研修所	40	医師
4	子どもの自殺	草津圏域小中学校教員	草津市教育委員会	150	医師
5	ストーカー・DV等の加害者治療について	警察官	滋賀県警察本部	12	医師
6	発達障害について	不登校や引きこもりの方の家族・支援者	こども・若者支援センターあすくる高島	18	医師
7	自殺ゲートキーパー	竜王町民生委員	竜王町	30	医師
8	メディア依存症	東近江市幼小中教員	東近江市教育委員会	50	医師
9	自殺対策	消防隊員	甲賀消防	40	医師
10	ひきこり	ひきこもり家族	米原市	10	医師
11	精神障害のある方の相談対応	大津市人権擁護推進員	大津市人権・男女共同参画課	30	医師
12	高校生の自殺と危機対応	高校教職員	県立高等学校	70	医師
13	大人の発達障害に関する相談支援	人権相談関係職員	男女共同参画センター	40	医師
14	発達障害	関係機関職員	発達支援センター	120	医師
15	精神疾患について	警察職員	滋賀県警察本部	30	医師
16	精神疾患について	警察職員	滋賀県警察本部	120	医師
17	不登校児童生徒の理解と支援	高島市小中学校教育支援者	高島市教育委員会	30	医師
18	滋賀県の自殺対策について	いのちの電話相談養成講座参加者	いのちの電話	9	保健師
19	災害支援活動の体験から	滋賀県看護協会	滋賀県看護協会	102	保健師
20	精神保健福祉士の仕事について	京都医健専門学校	京都医健専門学校	30	精神保健福祉士
21	精神障害者の理解について	犯罪被害者支援者	滋賀県警察本部	15	医師
22	発達障害	発達障害者支援者	発達支援センター	150	医師
23	精神障害者の理解について	障害者働き・暮らし応援センター	障害者働き・暮らし応援センター	8	精神保健福祉士

24	メンタルヘルスと惨事ストレス	消防職員	消防学校	20	医師
25	自殺未遂者支援	薬剤師会	草津圏域薬剤師会	13	医師・精神保健福祉士
26	メンタル不調者とメンタルヘルスセルフケア	労働関係相談員	滋賀県労基局	16	精神保健福祉士
27	メンタルヘルスと惨事ストレス	甲賀消防	甲賀消防	30	医師
28	滋賀県の自殺対策の取り組み	龍谷大学教員	龍谷大学	15	精神保健福祉士
29	自殺対策ゲートキーパー研修	草津市職員	草津市	100	医師
30	自殺未遂者対策	石川県関係職員	石川県精神保健福祉センター	60	医師
31	精神障害について	いのちの電話相談養成講座参加者	いのちの電話	10	医師
32	精神障害について	権利擁護関係職員	男女共同参画センター	40	医師
33	メンタルヘルスと惨事ストレス	甲賀消防	甲賀消防	30	医師
34	地域精神医療について	高島医師会	高島医師会	60	医師
35	こなんいのちサポート相談事業について	精神科診療所協会	精神科診療所協会	25	精神保健福祉士
36	自殺未遂者対策と支援者の対応について	栗東市自殺対策連絡会	栗東市	19	医師
37	ゲートキーパー研修	守山市民生委員・児童委員	守山市	60	医師
38	地域社会づくり	県民	滋賀県精神障害者家族会連合会	40	医師
39	メンタルヘルスーセルフケアおよびラインケア研修	J I A M職員研修	全国市町村国際文化研修所	40	医師

(2) 出版物等作成

種類	題名	内容	部数
刊行物等	センターだより滋賀第19号	滋賀D P A T活動報告、アルコール健康障害対策基本計画、自殺対策予防週間、市町発達支援センター連絡会開催を終えて他	500部
	センターだより滋賀第20号	社会的に不利な状況におかれた子ども若者支援にかかる公開講座、若者サミットを開催しました、H28 滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム育成研修会、若年層の自殺予防教育についての研修を実施しました他	500部

※刊行物は、保健所、市町、精神科医療機関、相談機関、その他の関係機関に配布

(3) 啓発用パンフレット等購入

種類	内容	出版社等
小冊子	見過ごさないで大切な人の悩み	(株) 東京法規出版
	飲酒とこころの健康	(株) 東京法規出版
	早く気づいて！心の病気	(株) 東京法規出版
	健康キャリアファイル	(株) 東京法規出版
	薬物乱用から子供たちを守ろう	(株) 社会保険出版社
	お酒との付き合い方見直してみませんか？	(株) ライズファクトリー
	ストップ！薬物乱用	(株) ライズファクトリー
	危険です！ネット依存症	(株) ライズファクトリー
	回復のためのガイド イネブリングって何？	アスク・ヒューマンケア
	ASK選書 ギャンブル依存症 どこから病気？どんな病気？	アスク・ヒューマンケア
書籍	相談援助職の記録の書き方	中央法規出版 (株)
	精神障がい者の家族への暴力というSOS	(株) 明石書店
	精神科臨床Q&A for ビギナーズ	(株) 医学書院
	精神科医は腹の底で何を考えているか	(株) 幻冬舎
	もしも「死にたい」と言われたら	(株) 中外医学社
	大人の発達障害を診るということ	(株) 医学書院
	精神保健福祉相談援助の基盤 (専門) 第2版	(株) 弘文堂
	簡易型認知行動療法実践マニュアル	ストレスマネジメントネットワーク
	精神科病院で人生を終えるということ	(株) 日経BP
	包括的暴力防止プログラム	(株) 医学書院
	社会保障の手引 平成29年度	中央法規出版 (株)
	子どもと若者のための認知行動療法 ガイドブック	(株) 金剛出版
	子どもと若者のための認知行動療法 ワークブック	(株) 金剛出版
	身体はトラウマを記録する	(株) 紀伊国屋書店
	公費医療・難病医療ガイド 平成27年7月版	(株) 社会保険研究所
自閉症の脳を読み解く	(株) NHK出版	
脳からみた自閉症	(株) 講談社	

14歳からの発達障害サバイバルブック	(株) 学苑社
いやな気分よ さようなら 増補改訂第2版	(株) 星和書店
摂食障害：見る読むクリニック	(株) 星和書店
私のかんもくガール	合同出版 (株)
場面緘黙 Q&A	(株) 学苑社
ICD-10 精神および行動の障害	(株) 医学書院
精神科初回面接	(株) 医学書院
DSM-5 診断面接ポケットマニュアル	(株) 医学書院
看護のための精神医学	(株) 医学書院
精神科救急医療ガイドライン 2015年版	(株) へるす出版
神田橋條治 精神科講義	(株) 創元社
知っておきたい 発達障害のアセスメント	(株) ミネルヴァ書房
発達障害のある子の自立に向けた支援	(株) 金子書房
赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケア	アスク・ヒューマンケア
CRAFT (クラフト) アルコール・薬物・ギャンブルで悩む家族のための7つの対処法	アスク・ヒューマンケア
アセスメント技術を高めるハンドブック 第2版	(株) 明石書店
生活保護手帳 2016年度版	中央法規出版 (株)
生活保護手帳 2016年度版 問答集	中央法規出版 (株)
自分を傷つけずにはいられない 自傷から回復するためのヒント	(株) 講談社
もしも「死にたい」と言われたら 自殺リスクの評価と対応	(株) 中外医学社
子どものこころの発達を知るシリーズ1 自傷自殺する子どもたち	合同出版 (株)
逐条解説 障害者総合支援法	中央法規出版 (株)
我が国の精神保健福祉 平成27年度版	日本公衆衛生協会

4. 精神保健福祉相談事業

県民のこころの悩みや精神疾患等のこころの健康相談に応じ、精神的健康の保持増進を図ることを目的に実施している。精神科医、保健師、精神保健福祉士、心理技術者と多様な職種の機能を活かして、相談対応を行っている。思春期相談やひきこもりに関する相談件数が多く、面接では継続的な相談が増加している。

(1) 電話相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食障 害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこもり	自殺 関連
平成21年度	4	6	47	15		348	69	84			772	1,345	196	10
平成22年度	17	23	78	9		724	64	147			412	1,474	481	82
平成23年度	14	31	60	33		919	155	219			579	2,010	688	95
平成24年度	6	33	51	21		790	101	156			597	1,755	652	26
平成25年度	18	81	66	29	36	1,289	104	196			423	2,242	1,216	72
平成26年度	19	101	50	18	40	1,514	181	266	154		456	2,799	1,354	105
平成27年度	17	27	57	16	79	1,731	346	285	164	43	754	3,519	1,096	234
平成28年度	28	31	84	20	57	1,688	165	225	178	5	803	3,284	1,122	187

(2) 面接相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食障 害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこもり	自殺 関連
平成21年度	0	1	8	4		481	2	7			161	664	413	26
平成22年度	3	9	32	5		815	15	25			101	1,005	655	28
平成23年度	5	16	53	35		1,014	11	32			225	1,391	913	20
平成24年度	2	6	57	9		1,124	9	7			234	1,448	1,095	2
平成25年度	12	121	50	13	85	1,252	48	35			183	1,799	1,401	40
平成26年度	0	109	45	12	52	1,680	53	43	86		140	2,220	1,701	31
平成27年度	6	32	44	3	95	1,937	38	60	191	8	414	2,828	1,346	44
平成28年度	0	64	26	2	42	1,881	32	44	109	12	333	2,545	1,258	32

5. 特定相談事業

アルコール、薬物、ギャンブル依存などアディクションに関する相談は、電話および予約制の面接により実施している。また、一般県民を対象とした普及啓発事業や家族を対象とした学習・交流の場づくり、支援者の相談支援の質の向上を目的としたアディクション学習会等を行った。

(1) アルコール関連問題に関する相談指導等

ア. アディクション講座・セミナー

アディクション問題を抱える本人、家族および支援関係者がアディクションという病気や関連する問題、回復に至る過程について学び、アディクションへの正しい理解を深めることを目的に開催した。

実施日	内容	参加者数
平成28年 5月 31日(火)	講義「アディクションとその関連問題」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	29名
平成28年 7月 5日(火)	講義「アディクションからの回復と自助グループ」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	22名
平成28年 9月 6日(火)	講義「アディクションの再発の防止、 アディクションの再発を防止する認知行動療法」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	22名
平成27年11月 1日(火)	講義「アディクションと家族」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	31名
平成29年 1月 31日(火)	講義「アディクション当事者と家族のコミュニケーション」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	28名
平成29年 3月 7日(火)	講義「アディクション問題をめぐる質問と回答」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	30名

イ. アディクション講座・家族交流会

アディクション問題を抱える家族の交流を目的として、アルコール、薬物、ギャンブル依存症者の家族を対象とした家族交流会を開催した。なお午前は行為依存(ギャンブル依存症等)、午後は物質依存(アルコール、薬物依存症等)の家族の交流会とし、2部制で開催した。

実施日	テーマ	参加者数
平成28年 6月 20日(月)	依存症かもしれないと思った時、どう思いましたか?	午前： 14名 午後： 5名
平成28年 8月 22日(月)	コミュニケーションを取るときにうまくいった方法、コミュニケーションを取るときに心がけていること	午前： 10名 午後： 1名
平成28年10月 17日(月)	ご家族自身の気持ちやどう変わってきたか、ご自身の変化について	午前： 9名 午後： 2名
平成28年12月 19日(月)	本人とどう関わっていけばいいのか、自分自身が健康でいるためにしていること	午前： 10名 午後： 2名
平成29年 2月 20日(月)	今年度を振り返って	午前： 10名 午後： 2名

ウ. アディクション関連問題従事者研修会

アディクションに関する基礎知識と基本的な対応を支援者が学ぶことを目的として開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年10月19日(水)	(1) 講演「今、改めてアルコール健康障害対策について考える」 講師：辻本 士郎氏 (ひがし布施クリニック 院長)	26名
平成29年2月21日(火)	(1) 講演「処方薬依存について」 講師：波床 将材氏 (京都市こころの健康増進センター所長) (2) 体験発表「自助グループ体験談・活動報告」 報告：びわこダルク	22名

エ. アディクション関連問題従事者事例検討会

アディクションに対する理解や支援方法を含め、支援者の力量を高めていくことを目的に開催。

実施日	内 容	参加者数
平成29年3月10日(金)	(1) 講演「アディクションとその支援」 講師：橋本 直子 氏 (福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科) (2) 事例検討 グループワーク	8名

オ. 市民公開セミナー

アルコールと自殺の関連性が高いことが明らかにされている現状を、一般住民や関係者を対象として啓発普及することを目的として、滋賀県断酒会同友会が主催している市民公開セミナーに共催した。

実施日	内 容	参加者数
平成29年 2月26日(日)	(1) 体験発表 2名 (本人の立場から・家族の立場から) (2) 講演「あなたは、お酒で悩んでいませんか ーお酒の「怖いところ」を正しく理解しましょうー」 講師：滋賀県立精神医療センター 医師 濱川 浩 先生	74名
平成29年 3月18日(土)	(1) 体験発表 2名 (本人の立場から・家族の立場から) (2) 講演「あなたは、お酒で悩んでいませんか ーお酒との正しい付き合い方を一緒に考えましょうー」 講師：一般社団法人 水口病院 医師 安東 毅 先生	70名

(2) 薬物問題に関する相談指導等

薬物問題に関する知識の普及や相談等、総合的な対策を進めるには、県内の薬物関連問題に関わる機関が、有機的連携を図っていくことが重要である。当センターは、滋賀県薬物乱用防止対策事業として、当事者、家族に対する相談や家族向けの講座、相談従事者向けの研修を開催しており、びわこダルク等と協力して実施している。

ア. 薬物関連問題対策従事者研修会

アディクション関連問題従事者研修として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

イ. アディクションフォーラム

アディクションに関連した団体、自助グループと共催で、県民を対象にした啓発事業を実施した。県民や関係機関がアディクションの現状および問題、回復に至る過程について学習し、理解を深めるとともに、関係者の支援ネットワークの構築に繋がった。

実施日	内 容	参加者数
平成28年 8月7日(日)	(1) 仲間の話(体験発表) (2) びわこダルク「淡海響組」による和太鼓の演奏 (3) 映画「微熱」 (4) 仲間の話	155名

ウ. 家族向け講座

アディクション講座として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

(3) ギャンブル依存に関する相談指導等

ギャンブル依存問題に関する知識の普及や相談等、総合的な対応を行うため、当事者、家族に対する相談や家族向けの講座、相談従事者向けの研修を実施した。

ア. 家族向け講座

アディクション講座として実施した。(詳細「5. 特定相談事業(1)アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

(4) 思春期精神保健に関する相談指導等

思春期精神保健に関する知識の普及や相談、当事者、家族のグループ支援等、総合的な対策に取り組んだ。思春期は、成人期と異なり、精神発達の途上にある時期である。思春期精神保健における対策は、精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見を図ることを目的としている。

ア. 思春期・青年期の子どもをもつ親のつどい(摂食障害家族交流会)

個別相談の中で心理教育やグループ参加が必要と認められた家族を対象として、開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成 28 年 5 月 10 日 (火)	「摂食障害に気づいたとき家族にできること」(家族交流)	実 26名
6 月 20 日 (月)	摂食障害の基礎知識(精神医療センター 福岡専門看護師)	延べ 53名
7 月 5 日 (火)	家族の対応 1(ポコ・ア・ポコ 鈴木高男氏)	
8 月 2 日 (火)	身体への影響(精神医療センター 松崎内科医師)	
9 月 6 日 (火)	身体への影響②～本人のからだはどんな状態?～	
10 月 4 日 (火)	「思春期のこころ」	
11 月 4 日 (金)	「精神科の治療①」(精神医療センター 大門精神科医師)	
12 月 6 日 (火)	「精神科の治療②～医療が必要になった時にどう勧める?～」	
平成 29 年 1 月 10 日 (火)	「栄養の知識①」(精神医療センター 川邊管理栄養士)	
2 月 7 日 (火)	「栄養の知識②～食事のとり方のさまざま～」	
3 月 7 日 (火)	「家族の対応②」	

6. 社会復帰関連事業

障害者総合支援法の施行に伴い、関係会議への参画や研修会の開催等を通して保健・医療・福祉・労働関係機関等との連携を図りながら、広く精神障害者の社会復帰促進に向けた社会環境の整備と地域生活支援体制の推進を図る。

(1) 滋賀県障害者自立支援協議会

滋賀県障害者自立支援協議会は、旧障害者自立支援法における「地域生活支援事業」の「特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業」として組織された。県から委託を受け県域における専門相談機関・事業所・各福祉圏域における協議を通して、課題を共有し研究を深めることにより、障害者の豊かな自立生活支援に資するため活動している。

当センターの役割としては、市町からの委託を受けている相談支援事業者による、相談活動から見える地域課題や県域課題の把握・情報共有、課題解決に向けたワーキング作業の取組を目的とした「相談支援事業ネットワーク部会」の精神分野の世話役を担っている。また、「運営会議」においては、他分野との進捗状況報告、情報共有を行い、その他関係会議にも参画し、世話役としての報告や検討を行った。

会議の種類		出席回数
相談支援事業ネットワーク部会		年 11 回
運営会議		年 6 回
その他関係会議	委員会	年 4 回
	全体会（事業部会）	年 2 回

(2) 精神障害者当事者活動等支援事業

ア. 目的

WRAP (Wellness Recovery Action Plan=元気回復行動プラン) は、精神疾患を持つ人たちの経験をもとに開発されたリカバリープログラムのひとつである。日々の暮らしの中で「いい感じの自分」でいるために、またこうでありたいと思う自分の人生を創り出すために、「元気に役立つ道具箱」を日常のさまざまな場面で使えるようにしていくための仕組みである。

当県では、まだまだ WRAP に触れる機会が少ないこともあり、「WRAP って名前は聞くけどよくわからない」「参加したいけど、県内の開催はほとんどない」等の現状がある。WRAP を学びたい方が体験できる場を確保すること、また今後当県での WRAP 活動の場が WRAP ファシリテーター中心に広がり、社会復帰の促進・支援の充実に繋がることを目的に研修会を開催した。

イ. 事業内容

実施日	会場	内容	参加人数
平成 29 年 3 月 2 日 (木)	草津市立ま ちづくりセ ンター	テーマ 『WRAP (元気回復行動プラン) 体験研修会 in しが』 ○WRAP 概要説明 メインファシリテーター：乾 トモ子氏 (ともちん) ○ワークショップ (6 グループ班分け) ファシリテーター：小嶋 佳余氏 (さくら)	47 名

		酒本 幸子氏 (さっちい) 酒本 晃祐氏 (さけちゃん) 山本 正信氏 (ヒゲおじ) 牧野 由香氏 (まちのっち) 古川 雅也氏 (さいごー) 愛甲 亜友氏 (アレキサンドラ) 大山 由紀子氏 (おーちゃん) 中村 順氏 (じゅん) 内田 加奈氏 (かな)	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

7. 心の健康づくり推進事業

ライフスタイルの各期において、ストレスが増大し、職場・学校・家庭等の生活の場でメンタルヘルスの問題を抱える人が増加している。精神保健福祉相談の窓口の設置、知識の普及等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。

(1) こころの電話相談事業

「心の健康づくり推進事業」の一環として、専門の電話相談窓口を設置することにより、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できる体制を整備し、精神的問題への早期対応を図ることを目的に行った。

自殺対策事業の一環として実施されている、近畿共通電話相談業務（内閣府「こころの健康相談統一ダイヤル」）に参加した。

ア. こころの電話相談

相談受付時間は月曜から金曜の午前10時から午後9時まで。専任の相談員5名が交代で相談を対応。

区分	時間帯別 対応件数	性別(再掲)		一日当平均 対応件数	1件当平均 対応時間 (分)	年間対応 日数(日)
		男	女			
昼間	1,815	528	1,214	7.4	31.1	245
夜間	1,658	526	1,062	6.8		

イ. こころの電話相談員事例検討会

相談員の資質の向上を図るため、事例検討会を実施した。

実施日	内容	参加者数
平成28年 7月23日(土) 平成29年 1月22日(日)	事例検討 スーパーバイザー：臨床心理士 (滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症課嘱託) 鈴木 葉子 氏	延べ17名

8. 自殺予防(うつ予防)対策事業

自殺者数は平成22年以降6年連続で減少し、平成27年には約2万4千人となっている。しかし平成18年から平成27年までの10年間だけでも、我が国の自殺者数は30万人に上り、平成27年においても一日平均66名が自殺で亡くなっている。

当県では平成7年に175人であったが、平成15年には330人と約2倍に増え、以来年間300人前後を推移し、平成24年以降300人を割って推移している。

当センターでは、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱を踏まえた「滋賀県自殺対策基本方針」に基づき、自殺未遂者や自死遺族への支援等包括的な自殺対策に取り組んでいる。

(1) 自死遺族の支援

ア. 検案医師との連携による自殺者の情報提供

検案医師からの連絡件数：8件

イ. 自死遺族の会「風の会 おうみ」の支援

平成19年度に開催した自死遺族支援のためのフォーラムに参加された遺族を中心に、数回の準備会を経て定期的に開催している。遺族スタッフによる運営で、県内外からの参加者により分かち合いが行われており、運営等の支援を行った。

(風の会おうみ開催実績)

実施日	内 容	参加者数
毎月第3土曜日定例	「分かち合いの場」の開催 会場：アクティ近江八幡（4・5・8～1・3月）、 草津市立まちづくりセンター（6・7・2月）	実32名 延べ97名

(サテライトの開催支援)

地理的条件により定例会への参加が困難な地域において、分かち合いの場の開催を支援した。

実施日	場 所	参加者数
平成28年12月11日（日）	大学サテライト・プラザ彦根	1名
平成29年 2月4日（土）	甲賀合同庁舎	5名

(2) 自殺(うつ) 予防対策関連研修

自殺対策を担う関係者に対して研修会を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年7月27日（水）	自殺予防ゲートキーパー指導者養成研修会 1日目 講義：「滋賀県の自殺の現状と自殺対策について」 講師：滋賀県自殺予防情報センター 精神保健福祉士 池田 健太郎 講義：「精神疾患と自殺、自傷(過量服薬)への対応について」 講師：滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 講義：「ゲートキーパー養成に必要なこと」 講師：滋賀医科大学附属病院 リエゾン精神看護専門看護師 安藤 光子氏	27名

平成28年8月3日（火）	自殺予防ゲートキーパー指導者養成研修会 2 日目 「自殺危機初期介入スキルワークショップ」 講師：自殺危機初期介入スキル研究会認定講師 (事務局：ルーテル学院大学) ルーテル学院大学 総合人間学部教授 福島 喜代子 氏 大阪市立総合医療センター健康管理室相談員 野村 紀美子氏	20 名
平成29年1月13日（金）	自殺予防対策研修会 講演：「学校における自殺予防教育」 ～教育機関での自殺予防の取り組み～ 講師：四天王寺学園高校 阪中順子氏	25 名
平成29年3月12日(日)	平成 28 年度かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 1. 講義 1 「かかりつけ医・産業医のためのうつ病の知識と治療方法について」 「かかりつけ医・産業医が知っておきたい薬の作用と副作用」 講師：いしやまクリニック院長 有村 真弓 氏 2. 講義 2 「ストレスチェック制度とかかりつけ医の役割」 講師：滋賀産業保健総合支援センター 所長 中西 一郎 氏 3. 事例検討と質疑応答	36 名

※その他にアクション関連問題従事者研修会を自殺予防対策研修会としても位置付けて開催している。詳細は
5. 特定相談事業参照。

(3) 滋賀県湖南圏域自殺未遂者継続支援体制整備事業

ア. 湖南圏域自殺未遂者支援体制検討会議

湖南圏域における自殺未遂者相談支援体制の実施方法の検討(支援の流れ、各関係機関の役割の検討、各種様式・リーフレット・マニュアル等の改定)を行った。

構成機関：済生会滋賀県病院、草津総合病院、近江草津徳洲会病院、野洲病院、滋賀県立成人病センター、守山市民病院、湖南病院、滋賀県立精神医療センター、メープル・クリニック、草津市、守山市、栗東市、野洲市、草津保健所、滋賀県立精神保健福祉センター

実施日	内容	参加者数
平成28年7月12日(火)	1. 湖南いのちサポート相談事業ケースの支援状況について 2. 支援から明らかになった課題について 3. その他	19 名
平成29年1月25日(水)	1. 湖南いのちサポート相談事業の実施結果と課題 2. 支援事例の検討 3. その他	31 名

イ. 自殺未遂者相談支援(湖南いのちサポート相談事業)

救急告示病院に受診した自殺未遂者やその家族に対して、相談支援を行う。相談支援では、問題解決に向けて、関係機関と連携を密接に行い、適切な支援機関につなぐ等、再企図防止のための支援を行う。

また、事例検討会を定期的を開催し、関係機関で共有を図るとともに、支援継続の有無や支援の方向性を確認する。

支援ケース数：91 ケース

事例検討会開催日：平成 28 年 7 月 12 日(火)、10 月 4 日(火)、12 月 6 日(火)、平成 29 年 3 月 9 日(木)

(4) 滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議

本県では、複数の圏域や市において、自殺未遂者の再企図防止支援が先行的に実施されているが、全圏域で実施するまでには至っていない。このため、今後、本県全圏域に自殺未遂者の再企図防止支援を広げていく方策について検討するため検討会議を開催した。

構成機関：琵琶湖病院、メープルクリニック、大津市保健所、大津赤十字病院、草津保健所、草津市、済生会滋賀県病院、甲賀保健所、甲賀市、公立甲賀病院、東近江保健所、東近江市、東近江総合医療センター、彦根保健所、彦根市、彦根市立病院、長浜保健所、長浜市、長浜赤十字病院、高島保健所、高島市、高島市民病院、県障害福祉課、精神保健福祉センター

実施日	内 容	参加者数
平成28年11月4日(金)	滋賀県自殺未遂者支援体制検討会議 1. 滋賀県における自殺未遂者支援体制の在り方について 2. 二次医療圏域同士の連携方法について 3. その他	24名
平成29年3月8日(水)	滋賀県第2回自殺未遂者支援体制検討会議 1. 平成28年度滋賀県の自殺未遂者支援事業の実施状況について 2. かかわり事例について 3. その他	28名

(5) 保健所・市町等自殺対策担当者会議

県内の保健所、市町の自殺対策担当者が参加する担当者会議を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年9月29日(木)	保健所市町等担当者会議 1. 全国自殺対策主管課長等会議の報告 2. 本県の取り組み 3. 全国の自殺対策の現状と今後求められること 4. 情報交換	35名

9. こころのケアチーム派遣関連事業（CIT）

事件・事故・災害には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要である。このため、学校等で起きた事件事故による被害事案に専門チームを派遣し、組織的かつ継続的な危機介入を行い、精神的な二次被害の拡大防止のためのこころのケアを行う。

(1) こころのケア緊急支援チーム派遣事業

県内で発生した事件、事故に対し、関係機関が長期にわたって、効率的かつ効果的に対応できる体制を構築するために関係者を対象に研修会、ケア会議、遺族ケア面接等を行い、こころのケアについての理解を深めるとともにケースの対応について検討を行った。

派遣支援内容

1件

実施日	内 容	参加者数
平成28年11月24日	自殺事例に関わっていた支援者のケア 派遣者：精神保健福祉センター精神科医・保健師 参加者：K保健所圏域支援関係職員	2名

※CIT(Crisis Intervention Team)とは：重大な事件・事故等が県内で発生した場合、各関係機関（精神保健福祉センター・保健所等）が、多職種（医師、保健師、心理士等）で「こころのケアチーム」を編成し、組織的かつ継続的な積極的危機介入をおこない、精神的な二次被害（被害者等が、被害後に周囲の対応により、さらに心の傷を深めてしまうこと等）の拡大防止のため、必要な援助を行うチームをいう。

(2) こころのケアチーム（DPAT）派遣

平成28年4月熊本地震支援にかかるこころのケアチーム（DPAT）として、滋賀県から4月30日（土）～5月15日（日）まで、5チームが派遣され、精神保健福祉センターからは、医師・保健師・心理士・精神保健福祉士のチームを2班派遣した。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領

I 活動理念

1. DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）とは

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。

10. 団体育成

精神障害者社会参加促進を図るには、本人や家族はもとより、県民が精神障害者のかかえる問題について、正しく理解することが重要である。そこで、精神保健福祉に関する民間団体等と協働で啓発事業を実施等により、各団体の育成や活動の向上、組織拡大を図ってきた。

(1) 団体支援実績

支援団体名	支援内容	支援実績
滋賀県精神障害者家族会連合会	家族会の理事会や総会に参画し、家族会の運営や研修会などの主催行事への助言等を実施	11回
滋賀県精神保健福祉協会	協会の理事会や総会に参画し、協会の運営や研修会などへの助言や運営支援、「こころの健康フェスタ」などの県民向け啓発行事における企画運営支援等を実施	2回
滋賀県自死遺族の会 風（なぎ）の会おうみ	団体運営への助言や支援、月1回定例開催の「分かち合い」の場でのスタッフ補助や助言などの支援、サテライト開催の企画、関係機関調整などの支援を実施	14回
とまとの会（社会的ひきこもり親の会）	ひきこもりの子ども（20歳以上）を持つ親たちの定例の情報交換の場での助言や運営補助、研修会や交流会等の企画・開催の支援などを実施。	1回
その他	滋賀県断酒同友会、びわこダルク、びわこ家族会、NA関西、GA、ACおよびギャマノンといった各自助グループなどへの運営支援の実施	3回

(2) 協働事業

ア. アルコール関連問題市民公開セミナー

滋賀県断酒同友会との協働により市民公開セミナーを共催した。（詳細「5. 特定相談事業」参照）

イ. アディクションフォーラム

滋賀県断酒同友会やびわこダルクなどアディクション関係団体と協働し、実行委員会方式でアディクションフォーラムを平成28年8月7日（日）に開催した。（詳細「5. 特定相談事業」参照）

11. 自立支援医療（精神通院医療）の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付

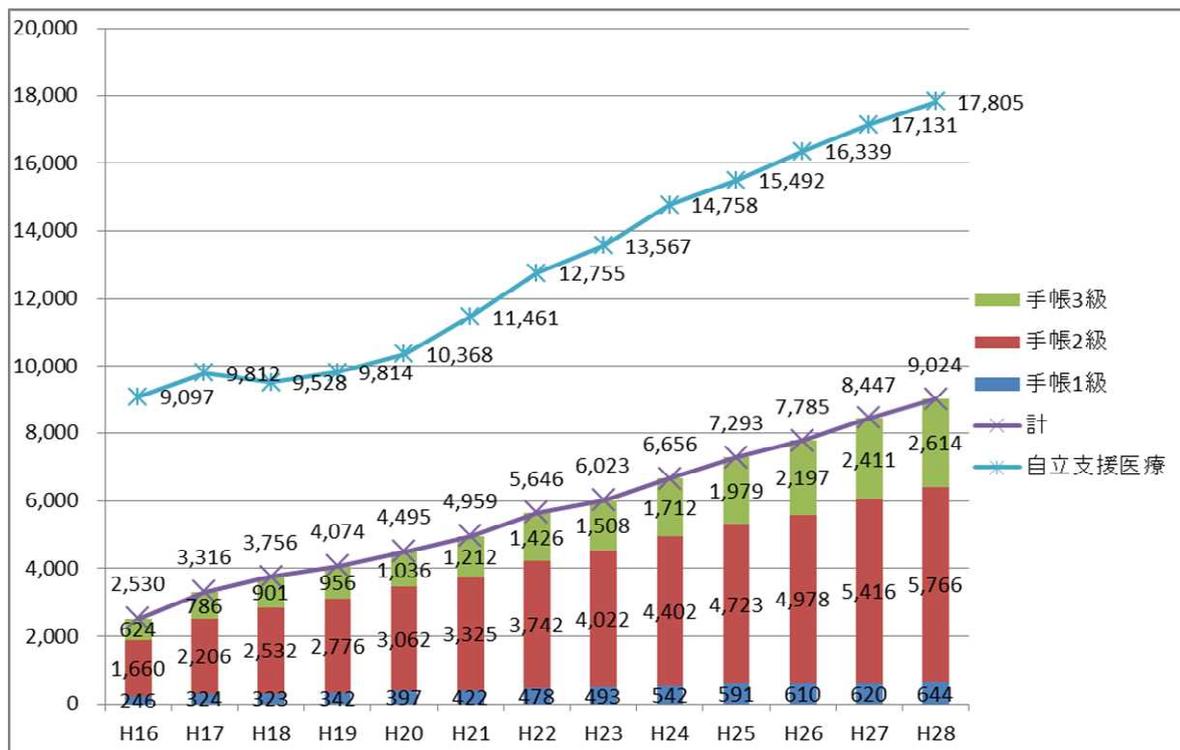
障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療（精神通院医療）の認定および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付にかかる業務を行った。

平成28年度末現在で自立支援医療（精神通院医療）受給者数は17,805人、精神障害者保健福祉手帳所持者は9,024人となっている。（各圏域の人数は下表のとおり）

（1）圏域別受給者・所持者数

圏域	自立支援医療受給者							精神障害者保健福祉手帳所持者			
	器質性精神障害 F0	精神作用物質使用による障害 F1	統合失調症 F2	気分障害 F3	てんかん G40	その他	計	1級	2級	3級	計
大津	121	121	1,176	2,256	360	850	4,712	191	1,617	596	2,404
湖南	134	65	976	1,803	379	818	4,054	161	1,159	562	1,882
甲賀	39	27	460	606	154	378	1,601	49	557	248	854
東近江	68	46	717	1,065	215	624	2,584	94	876	431	1,401
湖東	47	18	496	692	161	468	1,816	47	664	339	1,050
湖北	65	29	576	589	162	349	1,681	80	640	348	1,068
湖西	21	10	225	248	61	130	683	22	253	90	365
合計	495	316	4,626	7,259	1,492	3,617	17,805	644	5,766	2,614	9,024

（2）年度推移



12. 精神医療審査会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の規定により、都道府県に精神医療審査会が置かれており、当センターでは、審査の客観性、独立性の確保を図りつつ、審査会の開催をはじめ、必要な調査、その他審査会に関する事務を行っている。

（１）業務

ア. 定期報告の審査

精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったときに、当該入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 3 第 2 項）。

イ. 退院請求・処遇改善の審査

精神科病院に入院中の者またはその保護者等から退院請求または処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、または、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 5 第 2 項）。

（２）委員構成

滋賀県精神医療審査会は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）14 名、②精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者（有識者委員）5 名、③法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）5 名の 24 名の委員で構成されている。

委員の任期は法律で 2 年とされているが、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例（平成 28 年滋賀県条例第 20 号）により、平成 28 年に改選された委員からは 3 年になった。

審査案件を取り扱う合議体は、医療委員 3 名、有識者委員および法律家委員各 1 名からなり、4 合議体を設置している。

（３）審査会の開催状況

ア. 全体会議

実施日	内 容	出席者数
平成28年9月5日（月）	(1) 審査会委員の改選関連について (2) 審査会業務について	精神医療審査会委員 18 名

イ. 合議体による審査

月 2 回（年間 24 回）の定例会議を開催し、法第 38 条の 3 第 2 項および法第 38 条の 5 第 2 項の審査を行った。

①定期報告等の審査件数

	提出件数	審査済 件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	1,331	1,331	1,331	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	732	732	0	0
	措置入院	5	5	0	0
計	2,068	2,068	2,068	0	0

②退院等の請求の審査件数

	請求 件数	審査済 件 数	審査結果件数			
			入院または 処遇は適当	他の入院形 態が適当	入院継続不要 処遇不適當	入院継続必要 処遇不適當
退 院 の 請 求	19	19	15	3	1	0
処 遇 改 善 の 請 求	4	4	4	0	0	0
計	23	23	19	3	1	0

13. 精神科救急情報センター事業

休日・夜間における措置事例および救急事例に対する迅速かつ適切な対応および精神科救急に関する県民からのアクセスの改善等を目的として設置された精神科救急情報センターの運営を行った。

(1) 主な機能・業務

ア. 精神科緊急・救急の実施機能

①入院措置業務

(ア) 措置診察および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第24条および第26条通報等に関する事務（全県対象）

(イ) 夜間・休日の法第23条通報等受理、緊急措置（全県対象）

(ウ) 平日昼間の緊急措置（大津市のみ）

②精神科救急業務

(ア) 夜間・休日の関係機関に対する電話による精神科救急受診支援（全県対象）

(イ) 夜間・休日の県民等からの電話による救急医療相談（救急受診調整含む、全県対象）

イ. 措置・救急用病床等の情報の一元管理

ウ. 精神科救急に関する専門的支援機能

① 専門性向上のための研修等の実施

② 精神科救急に関する保健所等に対する技術支援

③ 精神科救急に関する普及・啓発

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

県域関係機関（警察、消防、精神科病院協会、精神神経科診療所協会等）との連絡調整（随時個別の連絡調整、会議等の開催）

(2) 業務の実績等

ア. 入院措置業務

① 申請・通報件数

(ア) 経路別、保健所管内別

	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	県	計
22条	4	3	1	1		1			10
23条	50	41	13	23	10	18	2		157
24条								11	11
25条									
26条								50	50
26条の2	1								1
計	55	44	14	24	10	19	2	61	229

(イ)月別、保健所管内別

※ 下段は、措置診察（緊急措置診察）の実施件数

月	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	その他 (24条, 26条)	計
4	4	3	3	4	2	0	0	4	20
	3	3	3	4	2	0	0	1	16
5	1	4	0	3	0	4	0	2	14
	1	3	0	2	0	3	0	0	9
6	5	5	0	5	1	2	0	9	27
	1	4	0	3	0	1	0	0	9
7	4	8	2	1	2	2	0	5	24
	4	3	2	1	0	2	0	1	13
8	8	3	0	3	0	1	0	5	20
	5	1	0	1	0	1	0	0	8
9	6	4	1	2	0	1	0	3	17
	6	3	0	1	0	0	0	0	10
10	6	3	0	2	0	0	0	7	18
	4	2	0	1	0	0	0	2	9
11	4	4	1	0	1	4	2	7	23
	1	3	0	0	1	3	0	1	9
12	6	1	4	1	1	2	0	6	21
	5	1	1	1	0	0	0	1	9
1	6	3	1	1	1	0	0	3	15
	4	2	0	0	0	0	0	0	6
2	1	0	0	2	1	0	0	5	9
	1	0	0	1	1	0	0	1	4
3	4	6	2	0	1	3	0	5	21
	3	2	2	0	1	1	0	0	9
計	55	44	14	24	10	19	2	61	229
	38	27	8	15	5	11	0	7	111

イ. 精神科救急業務

①一般からの救急相談 [一般用救急電話]

(ア)対象者 県に在住の精神科救急医療を必要としている人やその家族

(イ)開設時間 平日 18:30～21:30 休日 9:30～12:00 13:00～17:00 18:30～21:30

(ウ)概要 救急医療相談担当嘱託職員（精神保健福祉士など）が対応

a 症状などの状況の聴き取り

b 緊急性に応じて相談対応、救急受診指導・受診調整対応、措置対応に分類（トリアージ）

c トリアージ結果に基づき対処方法の助言、受診方法の助言、医療機関の情報提供などを行う

※ 電話相談のみ。緊急性の高い相談に対応することを目的としており、時間をかけた継続的な相談は対象外

(エ)相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	38	69	58	61	24	103	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	52	48	53	83	80	55	722

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	78	50	46	44	57	145	232	70	722

c 相談者別件数

相談者	本人	家族	知人	警察	消防	医療機関	保健所	その他	不明	計
件数	624	86	3	-	-	-	-	-	9	722

d 対応別件数

対応	当番病院を紹介	当番診療所を紹介	当番以外の医療機関を紹介	その他の機関を紹介	かかりつけ医への相談を指導	警察・消防・その他の機関をアナウンス	電話相談のみ	計
件数	2	4	9	18	27	2	660	722

②関係機関（精神科病院、消防署）からの相談 [関係機関用救急電話]

(7)開設時間 平日 17:15 ～ 翌 8:30 休日 24時間

(1)相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	8	6	4	7	5	2	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	1	3	2	3	6	9	56

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	7	4	8	7	11	8	10	1	56

c 相談者別件数

相談者	警察署	消防署	医療機関	市町	保健所	その他	計
件数	9	5	23	0	1	18	56

d 内容別件数

内容	処遇・対応方法相談	情報提供	医療機関の調整依頼	当番病院の確認	その他	計
件数	11	14	28	1	2	56

ウ 精神科救急に関する専門的支援機能

精神科救急業務に従事する職員等を対象として、その専門的技術の向上を図るための研修を実施した。

①専門性向上のための研修

(7)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（転任者対象）

実施日	内容	参加者数
平成28年 4月13日(水)	(1)精神科救急業務に必要な精神科の基礎知識 (2)精神科救急医療システムおよび職員の勤務体制について (3)精神保健福祉法および精神科救急情報センターの業務について (4)相談・通報受理・出動業務の手順 講師：精神保健福祉センター所長、職員	10名

(1)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（保健所新採専門職対象）

実施日	内 容	参加者数
平成28年10月27日(木)	(1)精神科救急医療システムおよび職員の勤務体制について (2)救急医療相談・警察官通報受理・出動業務の手順について (3)地域精神保健福祉活動(精神科救急情報センターの業務)について 指導者：精神科救急情報センタースタッフ	4名

(ウ)精神科救急医療調整員・調査員研修

実施日	内 容	参加者数
平成29年2月18日(土)	講義「発達障害・知的障害の特性をふまえた支援 ～精神科医療で可能な支援も含めて～」 講師：精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 意見交換会(グループワーク) ・日頃の業務で困っていること・疑問点等について ・調査・措置診察時の留意点について	21名

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

①精神科救急医療システム調整委員会ブロック会議の開催および参加

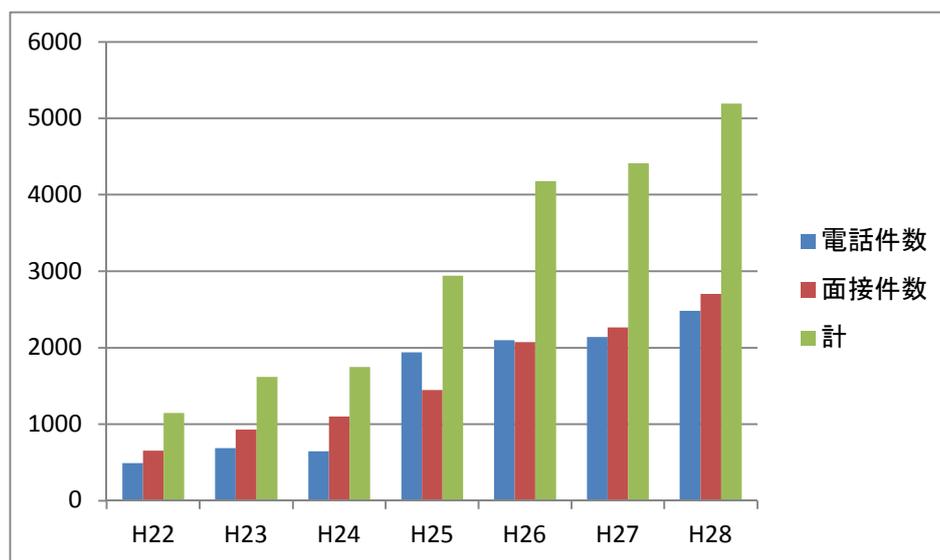
ブロック名	幹事保健所等	開 催 日	参加者数
A (湖東・湖北)	長浜保健所	平成28年 5月27日(金)	32名
B (湖南・甲賀・東近江)	東近江保健所	平成28年 6月 7日(火)	35名
C (大津・湖西)	精神保健福祉センター	平成28年 6月 9日(木)	33名

14. ひきこもり支援センター事業

ひきこもりに悩んでいるご本人およびご家族からの相談に適切に対処できるよう、平成22年4月にひきこもり支援センターを開設した。相談の対象年齢はおおむね中学生以上としている。（ただし、支援機関との調整等により中学生以下の場合もある。）

(1) 来所・電話相談

ア. 相談件数の推移（延べ件数）



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
电话咨询	491	688	648	1,943	2,102	2,143	2,486
面接	655	930	1,101	1,447	2,075	2,268	2,706
計	1,146	1,618	1,749	2,940	4,177	4,411	5,192

イ. ひきこもり心理相談事業

心理面接は、本人の状態のアセスメントやニーズの確認、対人関係の回復や生活リズムへの意識付けを行い、現実に直面していく当事者の心理を支えながら、自立に向けての行動や、自身の特性に関する自己理解等、当事者の成長発達を支えることを目的に実施する。

実施日	内容	利用者数
毎週火・水・金曜日 (年間150回)	個別心理相談(継続的な心理面接、必要に応じた心理テスト) 対応：非常勤臨床心理士3名	実55名 延べ539名

(2) 家族の集い・グループ

ア. ひきこもり家族学習会

ひきこもりの子どもを持つ家族を対象として、家族がひきこもりについて学習することを目的に家族学習会を月1回開催した。なお今年度は湖北圏域においても3回開催した。

実施日	内 容	参加者数
第1回 5月23日(月)	「ひきこもりとは～支援の方法や段階について～」	18名
第2回 6月27日(月)	発達障害について ～本人の生きづらさを理解する一つの視点として～ 精神保健福祉センター所長 辻本 哲士	20名
第3回 7月25日(月)	コミュニケーションについて考える ① ～本人のことを理解しよう、受け止めてみよう～	14名
第4回 8月22日(月)	コミュニケーションについて考える ② ～伝え方について練習してみよう～	17名
第5回 9月26日(月)	就労支援について 大津若者サポートステーション 橋本 剛 氏	12名
第6回 10月24日(月)	思春期以降に起こりやすい精神疾患 滋賀県立精神医療センター 大門 精神科医師	15名
第7回 12月19日(月)	当事者からのメッセージ	21名
第8回 1月23日(月)	コミュニケーションについて考える ③ ～頼みごと、誘い方について考えよう～	11名
第9回 2月27日(月)	暴力がある時の対応を考える	17名
第10回 3月21日(火)	家族の話を聞いてみよう 全国若者支援連絡会 古庄 健 氏	27名

湖北圏域ひきこもり家族学習会

実施日	内 容	参加者数
第1回 8月31日(水)	精神保健の視点から 精神保健福祉センター所長 辻本 哲士	8名
第2回 9月27日(火)	ひきこもり状態への理解と支援の基礎知識	8名
第3回 10月25日(火)	当事者からのメッセージ	7名

イ. ひきこもり当事者の会

社会的ひきこもり当事者を対象に、軽作業を通じ侵襲的でないコミュニケーションを体験しながら生活リズムや現在の身体の状態を意識できる場として、また、仲間との交流を通じ孤独感の軽減や安心感の獲得、コミュニケーションの場として、当事者の状態に応じた中間的・過渡的段階の集団活動を実施した。

名 称	内 容	開催回数	参加者数
当事者の会 「仲間の会」	人との付き合いに自信が持てないけれど人と話したいと 思っている方が、自分と同じような思いを抱えた仲間と 出会える場として月1回開催 レクリエーションを中心としたプログラム運営	12回	実 17名 延べ76名
ワークチーム 「作業しませんか」	小グループで簡単な事務作業を体験する場 当事者個人のペースで取り組める作業を提供 事務作業、畑作業	12回	実 31名 延べ152名

企画計画 DIY	メンバーで活動内容を話し合い、活動を展開していく。 回数や日時は、活動の目的に応じて設定する。	13回	実 7名 延べ 40名
10代サークル 「ゆるさ～」	軽スポーツやゲーム等の活動により同世代との交流を図り、対人関係の幅を広げる。	27回	実 10名 延べ 94名
女子会 「ぽぷり」	手芸や工作等の作業を通じて、同世代との交流を図るとともに、年代相応の社会スキルの向上を目的とする。	11回	実 8名 延べ 33名

ウ. 団体支援

社会的ひきこもり親の会（とまとの会）

20歳以上のひきこもりの子を持つ親の会で、情報交換、親の関わり方、将来について等を気軽に相談し合える場として月1回の集まりを家族が自主的に開催している。

(3) 研修会・講演会

ア. ひきこもり等社会的に不利な状況に置かれた子ども・若者支援に係る研修会(基礎研修)

近年、子ども・若者をめぐる環境は大きく変化し、彼らの育ちや自立の問題は深刻な状況にあります。こうした問題は、様々な調査によって、当事者や家族だけの問題ではなく、社会構造の変化による社会的な問題として明らかになり、個別の課題に応じた支援だけでなく、自立へ向けての社会参加を促す機会や環境づくりも含めた総合的な支援が必要と考えられるようになりました。

そのため、こうした子ども・若者に関わる支援者が、広くこの問題についての知識を身につけ、多角的に子ども・若者の置かれた状況を理解することができるよう、基礎研修を実施しました。

実施日	内 容	参加者数
平成 28 年 7 月 4 日(月) 9:30～16:30 ※精神保健福祉 センター	滋賀県の子ども・若者のいま～教育・精神保健医療の視点から～ ① 滋賀県の精神保健医療から見る子ども・若者の現状と課題 精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 ② 滋賀県不登校調査報告からみる子ども・若者の現状と課題 滋賀県教育委員会 幼小中教育課 大林 義直氏 ③ 県内支援機関の実践から (総合教育センター/心の教育相談センター/ひきこもり支援センター)	54名
平成 28 年 8 月 3 日(水) 9:30～16:30 ※大津市勤労福祉 センター	いま、子ども・若者に起きていること ① 報告 児童相談所の現状からみる子ども・若者 中央子ども家庭相談センター 参事 川端 伸章氏 子ども・子育て応援センターの現状からみる子ども・若者 子ども・子育て応援センター 所長 梶原 隆氏 ② 虐待と思春期 立命館大学 応用人間科学科 教授 野田 正人 氏 ③ 非行と思春期 大津少年鑑別所 所長 寺崎 武彦氏 ④ 子ども・若者の支援のために～相談機関に求められること～ 文教大学教授 石橋 昭良氏	103名
平成 28 年 9 月 26 日(月) 9:30～16:30 ※コラボしが 21	児童・思春期のメンタルヘルス ① 児童・思春期の精神疾患 愛知県心身障害者コロニー中央病院 児童精神科医 吉川 徹氏 ② 発達障害と思春期 精神保健福祉センター スーパーバイザー 岡田 眞子氏 ③ 事例学習会 ・グループワーク	68名

イ. 社会的に不利な状況に置かれた子ども若者支援に関する公開講座
 子ども・若者に関わる支援者が、広くこの問題についての知識を身につけ、地域における子ども・若者の抱えている課題を共有し、それぞれの支援機関の役割と連携の在り方や地域社会作りを考えることを目的とする。
 ※内閣府子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業

	日時	内容	講師	会場	
第1回	平成28年 9月5日	「若者支援」のこれまでとこれから	NPO法人仕事工房ポポロ 中川 健史氏	草津市まちづくりセンター	48名
第2回	平成28年 10月10日	発達障害、ライフステージに合わせた支援 ～成長の鍵は思春期にあり～	信州大学子どものこころ診療部長 本田 秀夫氏	草津市 アマカホール	115名
第3回	平成28年 11月8日	思春期青年期のネット・ゲームへの依存 ～家族・支援者の関りについて～	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 前園 真毅氏	県庁新館 7階大会議室	108名
第4回	平成28年 12月16日	自分を傷つけずにいられない ～若者の自殺予防のためにできること～	国立精神・神経医療研究センター 松本 俊彦氏	県庁東館7階 大会議室	99名
第5回	平成29年 1月28日 (土)	若者サミット 若者サミット～ともに描こう、 若者みらい地図～	NPO法人ウィークタイ代表理事 泉 翔氏 立命館大学教授 山本 耕平氏 立命館大学博士課程 (精神保健福祉士) 岡部 茜氏 報告者 ひきこもり・若者支援 マッププロジェクト 滋賀チーム あいとうふくしモール事務局 島村恒平氏 一般社団法人セレン ディップ代表理事 小林 勝氏 NPO法人元気な仲間代表 谷 仙一郎氏	栗東芸術文化会館 さきら 中ホール	78名

ウ. 思春期公開講座

相談の場面でも、インターネットのトラブルで傷ついてくる子ども・若者がみうけられます。支援者が、インターネットの現状を知り、具体的な対策を学ぶことを目的とし、公開講座を実施した。

実施日	内容	参加者数
平成28年12月3日 (金)	「子どもを取り巻くインターネット環境の変化 ～子ども・若者を被害者にも加害者にもしないために～」 講師 ネット教育アナリスト 尾花 紀子氏	54名

(4) ひきこもり等子ども・若者支援対策

ア. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会代表者会議

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。）第19条に基づき、「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」が滋賀県に設置され、協議会において行われる実務者会議の運営および支援の全般についての企画・立案・連絡調整等を行う、子ども・若者支援調整機関として、法第21条に基づき、精神保健福祉センターが指定された。

実施日	内 容	参加者数
平成29年3月23日(木)	滋賀県子ども・若者支援地域協議会 第2回代表者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」の概要について ・今年度の活動報告について 年間を通した概要 実務者会議の報告 ・若者サミットからの報告 ・米原市における「子ども・若者支援地域協議会」の運営等について 	30名

イ. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会実務者会議

ひきこもりをはじめとして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援は、社会全体で重層的に実施していく必要がある。そこで、対象者の相談内容に応じた適切な支援が行えるよう子ども・若者支援に関わる医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関、関係者の資質の向上を図るとともに、支援のネットワークの形成に資することを目的に「滋賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成28年3月1日施行）」の要綱第6条第2項に基づき第1回実務者会議を開催した。

実施日	内 容	参加者数
平成28年7月25日	(1) 平成27年度までの連絡会概要 (2) こども若者支援の現状と課題 テーマ「総合的な子ども若者支援の構築のために」 講演・座長 立命館大学産業社会学部 教授 山本 耕平氏 (3) グループワーク 「自己紹介と、自分自身の仕事内容について。講演の感想やこども若者の協議会への期待について」	53名
平成28年11月14日	(1) 「医療から見た子ども若者支援」 精神保健福祉センター 辻本 哲士 所長 (2) グループワーク 「子ども若者総合相談窓口に期待すること、必要と考える機能」	60名
平成29年2月23日	(1) 事例を通して〈子ども・若者総合相談窓口〉の機能を考える	42名

ウ. 関係機関との事例検討会の開催

①滋賀県地域若者サポートステーション

実施日	内 容	参加者数
平成28年5月10日(火)	目的：滋賀県地域若者サポートステーションは滋賀県における若者支援の一次窓口の一つであり、広く若者の相談を受けている。また、ひきこもり支援センターからの紹介ケースもある。そのため、両者が情報交換を行い、互いの期間の役割を認識し、また、事例学習を通じて各相談員の資質の向上を図ることにより、個別支援の強化や事業の発展及び事業の発展に寄与することを目的とする。	8名
6月7日(火)		8名
7月11日(月)		11名
8月2日(火)		7名
9月12日(月)		9名
10月4日(火)		6名
11月14日(月)		10名

12月6日(火)	内容：情報交換と事例学習	8名
平成29年1月16日(月)		9名
2月8日(水)		9名
3月13日(月)		8名

エ. 協働事例検討会(地域開催)

事例検討を通じて問題を抱える当事者やその家族への具体的な支援について学び、各々の援助資質の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化することを目的とし地域にて開催を行った。

開催回数 70回

(5) 地域支援

(回数)

圏域	技術協力	講演研修	事例検討会	ケーススタディ	同伴面接	同伴訪問	集団指導	会議	関係機関視察	団体支援	その他	計
大津	0	1	0	33	6	10	0	6	7	0	1	64
湖南	0	2	1	63	15	29	0	4	5	0	0	119
甲賀	0	0	0	4	0	3	0	1	0	0	0	8
東近江	0	1	2	15	4	7	0	0	1	0	0	30
湖東	0	2	1	19	1	1	1	0	2	0	0	27
湖北	0	0	1	8	5	5	0	2	0	0	1	22
高島	0	1	0	3	1	1	2	0	2	0	0	10
その他	0	3	1	9	0	0	0	13	18	2	45	91
計	0	10	6	154	32	56	3	26	35	2	47	371

15. 知的障害者更生相談所事業

組織改編により平成25年度より、精神保健福祉センターの組織となっている。

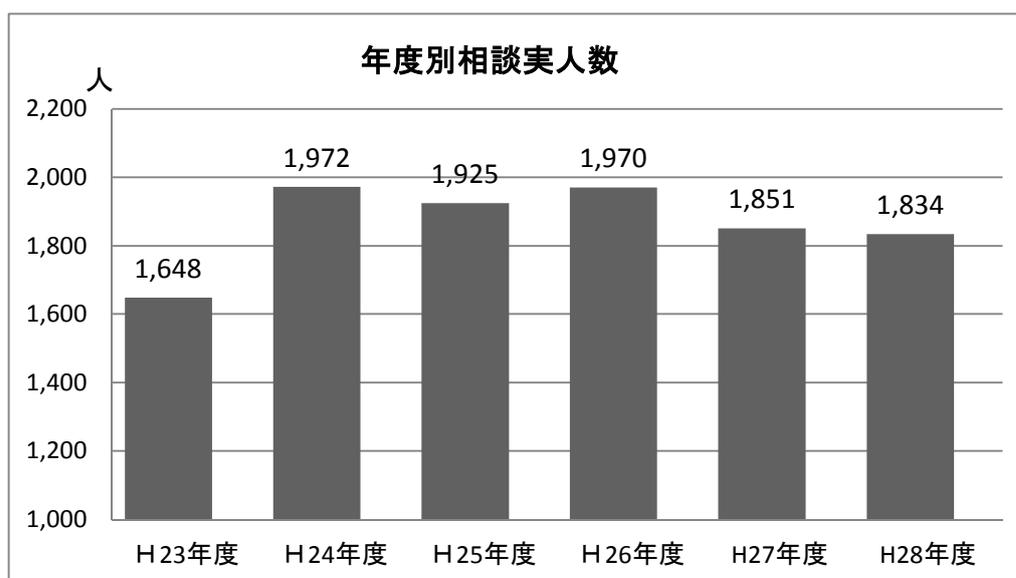
知的障害者福祉法第12条の規定に基づき、各種福祉相談、療育手帳にかかる判定業務のほか、市町に対する専門的、技術的な援助や指導を行っている。

1. 各種相談状況

① 相談実人数（年度別相談実人数）

(人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
相談実人数	1,648	1,972	1,925	1,970	1,851	1,834
対前年度	299 (22.20%)	324 (19.70%)	△47 (-2.4%)	45 (2.30%)	△119 (-6.40%)	△17 (-0.92%)



② 程度別実人数・相談内容別件数

(件)

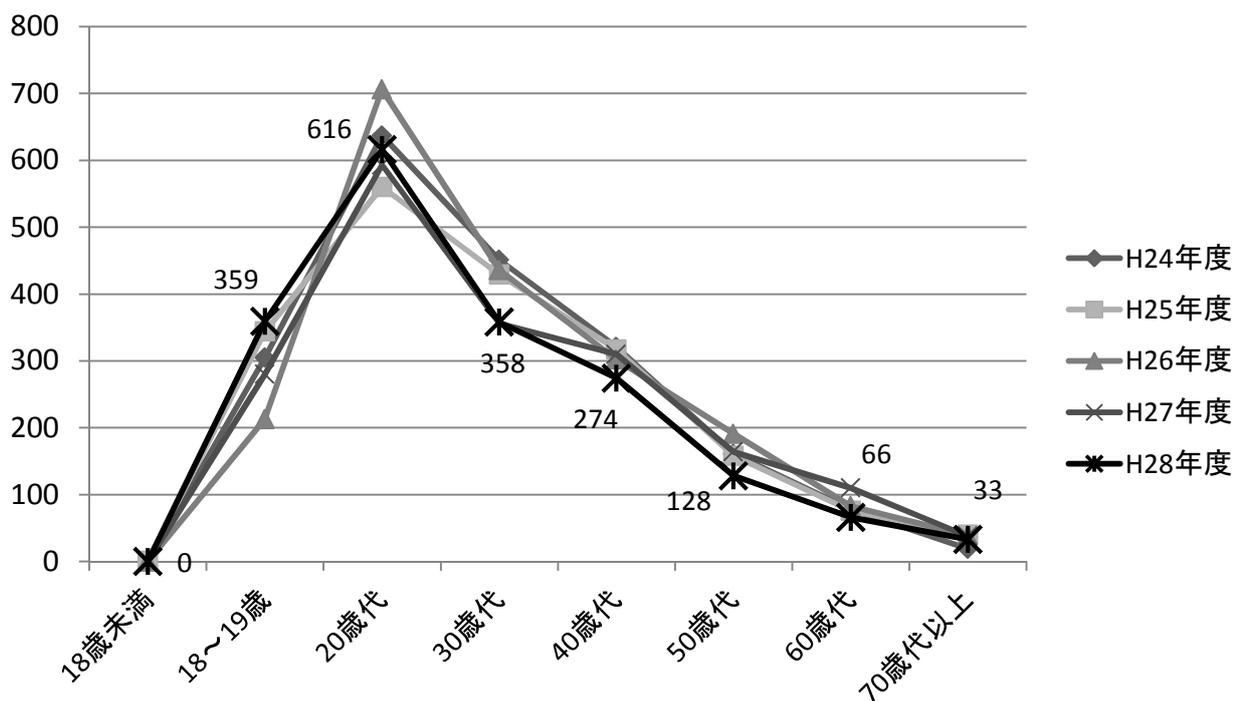
	実人数	施設	職業	医療保健	生活経済	生活上	教育	療育手帳	その他	計
軽度	717	84	308	243	288	1292	27	493	206	2,941
中度	511	94	109	190	215	879	7	351	160	2,005
重度	246	89	11	92	94	439	2	177	73	977
最重度	221	106	0	125	96	355	1	161	70	914
その他	139	4	43	34	20	72	4	120	43	340
計	1,834	377	471	684	713	3,037	41	1,302	552	7,177
	-	5%	7%	10%	10%	42%	1%	18%	8%	-

③ 年齢階層別相談実人数

(人)

	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
H24年度	0 0%	305 15%	637 32%	451 23%	321 16%	161 8%	78 4%	19 1%	1,972 100%
H25年度	1 0%	344 18%	560 29%	429 22%	317 16%	158 8%	76 4%	40 2%	1,925 100%
H26年度	0 0%	213 11%	706 36%	436 22%	302 15%	191 10%	83 4%	39 2%	1,970 100%
H27年度	0 0%	280 15%	593 32%	356 19%	310 17%	164 9%	110 6%	38 2%	1,851 100%
H28年度	0 0%	359 20%	616 34%	358 20%	274 15%	128 7%	66 4%	33 2%	1,834 100%

年齢階層別相談実人員（年度別）



④ 社会生活・社会参加の状況

(人)

	就 労	事業所	入 所 施 設	日中活動 な し	就 学	そ の 他	計
自 宅	428 27%	659 42%	0 0%	330 21%	52 3%	96 6%	1,565 85%
CH/GH	25 23%	75 68%	0 0%	3 3%	0 0%	7 6%	110 6%
更生施設	0 0%	53 91%	0 0%	0 0%	0 0%	5 9%	58 3%
入 院	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	8 100%	8 0%
そ の 他 (県外など)	3 3%	12 13%	0 0%	7 8%	1 1%	70 75%	93 5%
計 (構成比)	456 25%	799 44%	0 0%	340 19%	53 3%	186 10%	1,834

⑤ 圏域別相談状況

(件)

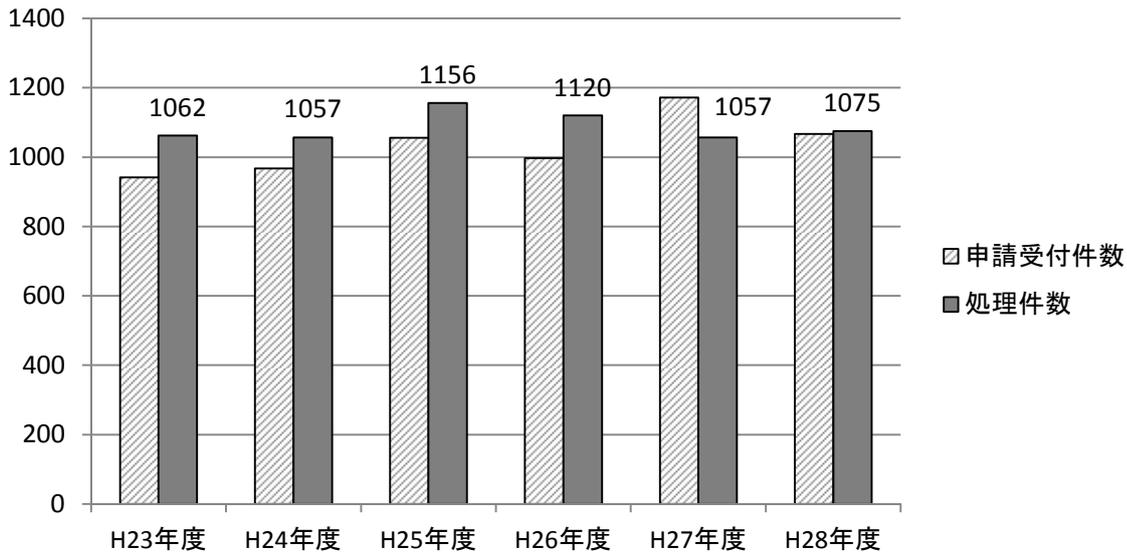
	実人数(人)	施設	職業	医療 保健	生活 経済	生活 上	教育	療育 手帳	そ の 他	計
大津圏域	349 19%	89 6%	105 7%	160 11%	150 10%	625 42%	16 1%	261 17%	90 6%	1,496
湖南圏域	417 23%	89 5%	117 7%	180 11%	173 11%	642 39%	11 1%	287 18%	139 8%	1,638
甲賀圏域	230 13%	53 6%	73 8%	83 9%	100 11%	370 40%	1 0%	175 19%	63 7%	918
東近江圏域	338 18%	63 5%	68 5%	107 8%	108 9%	576 46%	8 1%	235 19%	100 8%	1,265
湖東圏域	190 10%	38 5%	42 6%	62 9%	53 8%	318 45%	2 0%	121 17%	68 10%	704
湖北圏域	218 12%	31 4%	48 6%	70 8%	96 11%	373 45%	3 0%	158 19%	59 7%	838
湖西圏域	84 5%	12 4%	18 6%	21 7%	31 10%	128 43%	0 0%	57 19%	29 10%	296
県外	8 0%	2 9%	0 0%	1 5%	2 9%	5 23%	0 0%	8 36%	4 18%	22
計 (構成比)	1,834	377 5%	471 7%	684 10%	713 10%	3,037 42%	41 1%	1,302 18%	552 8%	7,177

2. 療育手帳処理件数

① 申請受付件数および処理件数

(件)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
申請受付件数	942	967	1056	997	1,172	1,067
処理件数	1,062	1,057	1,156	1,120	1,057	1,075

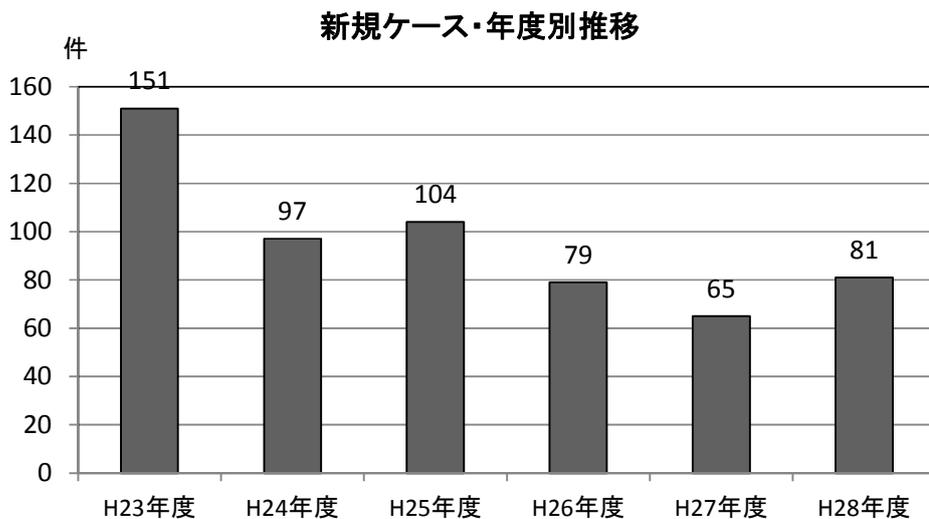


② 新規療育手帳処理件数

・年度別推移

(件)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
判定数	151	97	104	79	65	81

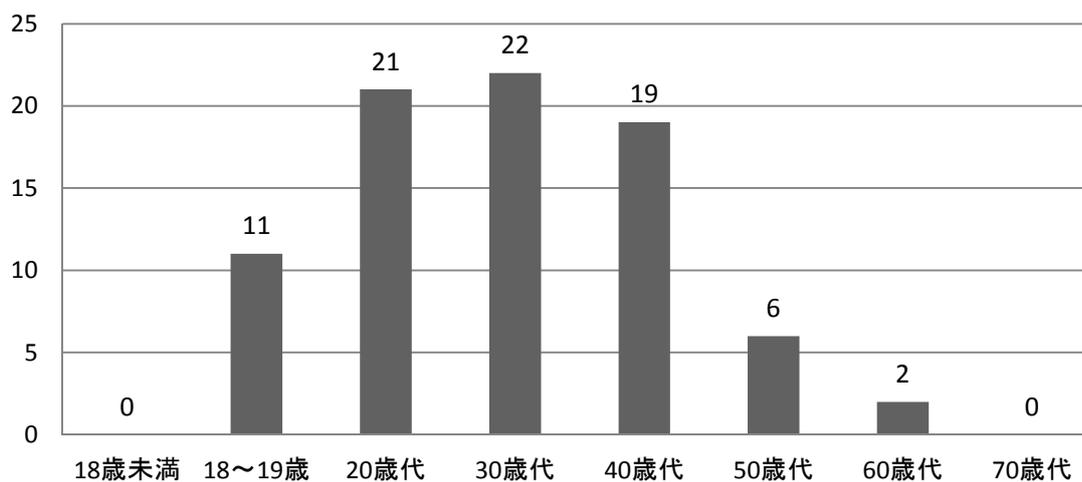


・年齢階層別相談実人数（H28年度処理件数）

（人）

18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
0	11	21	22	19	6	2	0	81
0%	14%	26%	27%	23%	7%	2%	0%	

新規ケース・年齢別件数



16. 医療福祉相談モール推進事業

平成 25 年度から精神保健福祉領域において、障害の複合や複雑困難な相談に障害が特定されていない段階から、高い専門性で一貫した対応を行うため、「滋賀県知的障害者更生相談所」「滋賀県ひきこもり支援センター」「滋賀県発達障害者支援センター」「滋賀県高次脳機能障害支援センター」「滋賀県地域生活定着支援センター」を当センターに集約し各機関が連携して相談支援・地域支援を行うことを目的に障害者医療福祉相談モールが平成 25 年 7 月 1 日に開設した。

(1) 医療福祉相談モール連携会議

モール内機関の専門性に沿った事業の推進、事業の相互理解、連携した相談支援、地域支援の円滑な事業推進を図る。

実施回数 8 回

(2) ワンストップ相談窓口

モールにおいて障害が確定しない者や、障害者やその家族、相談支援機関等からの相談に応じ、要支援者が適正な支援が受けられることを目的にワンストップ電話相談を実施

ワンストップ電話相談 平日午前 9 時～4 時（土日祝日を除く）

相談件数

	相談者数 (実人数)	支援結果内訳				
		延支援回数	電話相談	面接件数	訪問	ケース会議
H28.4～H29.3	107	318	302	9	5	2

相談者 年齢別件数

年代	～10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上	不明	合計
件数	21	21	17	20	9	19	107

(3) 精神保健福祉センターおよび滋賀県障害者医療福祉相談モールの事業・相談支援事例にかかるスーパーバイズ事業

複雑複合化した相談に、高い専門性で一貫した対応ができるよう関係職員の資質の向上を図り、各機関が連携した相談支援・地域支援が行えるよう事業・相談事例にかかるスーパーバイズを実施し、相談支援体制の強化を図る。

実施回数 30 回

(4) 市町発達支援室・発達支援センター連絡会

市町発達支援室・発達支援センター（以下、「発達支援センター」という。）の事業取組状況等各テーマに基づく情報交換を行うことで発達支援センター機能の推進および発達支援センターに多くの専門職（保育士、心理士、教員、医師、保健師、事務職等）が勤務し、各々の資質の向上を図ることでチームによる適切な支援が行えることを目的に、平成 26 年度から当センターが行っている。

実施回数 3 回

17. 研究・発表等

自殺未遂者再企図防止支援事業（湖南いのちサポート相談事業）の現状について

滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）

○ 池田 健太郎、宇野 千賀子、辻本 哲士

1. はじめに

滋賀県では平成 25 年 4 月に、「滋賀県自殺予防情報センター」を設置し、平成 29 年 4 月より「自殺対策推進センター」（以下、「当センター」という）に改組し、医療・保健・福祉・労働・教育等の各分野と連携するとともに、相談、人材育成、広報啓発等の自殺予防対策に取り組んできた。平成 24 年滋賀県自殺未遂者実態調査では、自殺未遂者のうち約 47%が自殺未遂を繰り返しているとの調査結果より、自殺未遂者に対する支援体制の充実を図ることが必要であり、県内の複数の圏域（地域）において自殺未遂者の再企図防止支援が先行的に実施されてきた。

そのような中、自殺未遂者の再企図防止支援が未実施であった湖南圏域（草津保健所管内）の地域を対象に、平成 26 年 8 月より、当センターが実施主体となり、管内の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して相談支援を行ってきた。平成 29 年 3 月末まで、のべ 91 名の方の相談支援を行ってきたので、その現状について報告する。

2. 事業内容

(1) 目的

湖南圏域の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して相談支援を行い、再企図を防止する。

(2) 実施主体

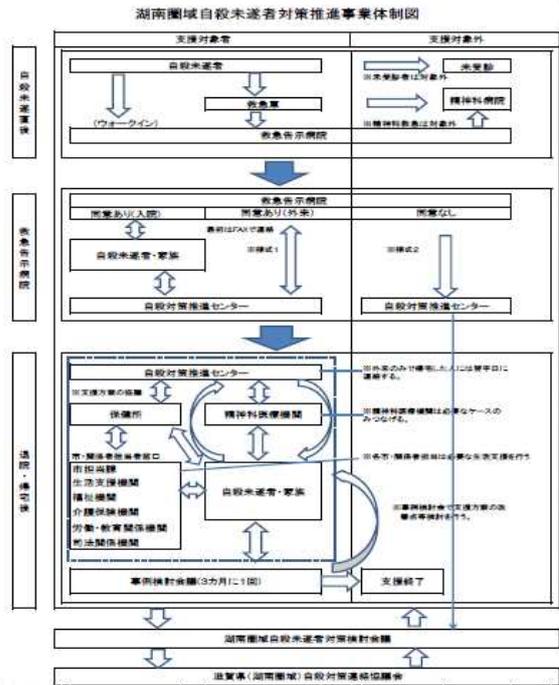
当センターが湖南圏域の救急告示病院（7 か所）、保健所、市役所（4 市）、その他の関係機関の協力を得て実施。

(3) 実施期間

平成 26 年 8 月～平成 29 年 3 月

(4) 方法

①**対象者の連絡**：救急告示病院の職員が、湖南いのちサポート相談事業の同意を取り、当センターに連絡する。
 ②**初期介入**：入院者にあつては協力病院において、帰宅者においては訪問等により面接を行い、自殺未遂に至った背景の確認、抱えている問題の整理などを行う。
 ③**関係機関の連絡**：本人または家族の同意を得たうえで、支援対象者の情報を保健所・市役所などの関係機関に連絡し、支援内容の協議を行う。
 ④**継続支援**：関係機関と連携を図りながら継続支援を実施する。
 ⑤**事例検討会**：関係者における支援対象者についての共通理解と支援の方向性や役割分担、支援終了時期等を確認するための事例検討を実施する。
 ⑥**支援結果の報告**：支援体制検討会議において協力病院に報告する。



3. 事業結果と事業ケースの特徴

(1) 事業結果

- ①年齢・性別：表 1 参照
- ②手段別：過量服薬 59 名（うち処方薬 47 名・市販薬 7 名）、

- 刃物 12 名、縊首 9 名、入水 10 名、ガス 6 名
- ③未遂歴：有 57 名、無 31 名、不明 3 名
- ④精神科通院状況：通院中 53 名（うち病院 7・クリニック 45・不明 1）、
治療中断 7 名（うち病院 1・クリニック 4）、無 30 名
- ⑤支援機関の有無：有 36 名、無 55 名
- ⑥自殺未遂の原因・動機：健康問題 56 名、家庭問題 54 名、学校問題 20 名、
仕事問題 19 名、男女問題 14 名、経済問題 10 名、その他 4 名、不明 7 名
- ⑦事業同意の内訳：本人 23 名、本人・家族 31 名、家族のみ 36 名
- ⑧関わりの対象：本人・家族 60 名、家族のみ 22 名、関係機関のみ 8 名
- ⑨関わりの方法：本人・家族（電話のみ 10 名、面接訪問 50 名、ケース会議 19 名）
家族のみ（電話のみ 16 名、面接 6 名、ケース会議 1 名）
関係機関（電話のみ 7 名、面接訪問 0 名、ケース会議 1 名）
- ⑩事業同意なし：26 件 大丈夫・知られたくない・希望しない 14 件、
事業の説明ができず転院・帰宅 7 件、他の相談先がある 4 件、その他 1 件

表1 年齢・性別

	男	女	合計
10代	5	10	15
20代	7	16	23
30代	4	15	19
40代	4	11	15
50代	2	7	9
60代	2	3	5
70代	2	1	3
80代	1	1	2
合計	27	64	91

(2) 事業のケースの特徴

10代～30代の女性 41名（45.0%）、過量服薬 59名（64.8%）、未遂歴有 57名（62.6%）の方が多い現状がみられた。精神科受診中が 53名（58.2%）で半数以上となり、中でもクリニック受診中が、53名中 45名（84.9%）であった。精神科以外の支援機関無が 55名（60.4%）であった。原因・動機については、健康問題・家庭問題いずれも半数以上の方が該当した。本人の同意は、54名（59.3%）であり、実際の関わりは、60名（65.9%）となっている。関わりの方法としては、本人家族への面接訪問が 50名と、本人家族への関わり全体の 83.3%となっている。

4. 考察

(1) 本事業から見た自殺未遂者の特徴

平成 28 年滋賀県の自殺者は、警察庁の自殺の統計によると 227 名となっている。原因・動機では、家庭問題が 62 名（27.3%）、学校問題が 11 名（4.8%）、経済問題が 48 名（21.1%）となっている。一方、本事業で関わった 91 名の原因・動機では、家庭問題が 54 名（59.3%）、学校問題が 20 名（21.9%）、経済問題が 10 名（10.9%）となっている。自殺者の原因・動機は主に遺族からの聞き取りや遺書などから判断されており、本事業対象者の原因・動機はかかわりの中でのアセスメントから判断されていることから単純に比較することは難しいが、自殺未遂者の特徴として、家庭問題、学校問題が多く、経済問題は少ない傾向にあった。医療だけでなく、家庭問題や、学校問題などにも対応できる相談支援が必要と考えられる。

(2) 事業の効果

救急告示病院からは「院内ではシステム化してフローを基に関われている」「つなぎ先があることで、患者さんに声をかけやすくなった」などの声が聞かれており、救急告示病院スタッフの意識や関わり方に効果があったと考える。また、年 4 回の事例検討や、体制検討会議を実施することで、関係機関が顔の見える連携体制を構築し、継続的な支援がおこなえていると考える。

(3) 事業の課題

精神科クリニック通院中の方が、処方薬を過量服薬するケースが多い現状がある。自殺未遂の背景には様々な要因が重なり合っており、関係機関の連携が必要なケースも多いことから、精神科クリニックとの連携が課題と考えられる。また、救急告示病院にて事業の説明をしたが支援を拒否されたケースが 26 件あり、その半数以上が「大丈夫、知られたくない、希望しない」との理由であった。個人情報保護の観点から、同意なしのケースについては現状では支援が開始できず、本当にハイリスクの方が隠れている可能性がある。

協働事例検討会事業の実施報告
 ～精神保健福祉センターに求められる地域支援についての一考察～

滋賀県立精神保健福祉センター
 ○藤支有理 萩尾宏子 小西文子 辻本哲士

1. はじめに

H22 年度に滋賀県ひきこもり支援センター（以下、「センター」という。）を滋賀県立精神保健福祉センターに開設した。H25 年度には、ひきこもり支援に関する実態調査を行った。その調査の中で、ひきこもり相談としてセンターや地域に来所するケースは、年齢も多岐にわたり、かつ、抱える課題も本人の器質的なものや家族の課題のみならず、様々な事が重複している実態が見えてきた。しかし、支援の実際をみると、本人や家族に対して定期的に訪問や面接が行われているケースは少なく、さらにケース会議が実施されているケースは25%であった。そこで、センターではH26年度より「協働事例検討会(地域開催)」事業（以下、「検討会」という。）を実施し、地域の相談支援の機関と事例検討する場を持つ体制を整えた。今回は、H26年度および27年度の検討会の実績を振り返り、センターに求められる役割について検討を試みる。

2. 事業内容

検討会は、ひきこもり等困難を有する子ども・若者支援に関する困難事例をセンター職員が地域に向向いてともに検討する形で実施した。実施の目的は、具体的な事例の検討を通じたネットワークの強化や多機関で関わる支援の技術向上とし、必要に応じてセンターでのスーパーバイザーの参加も調整可能とした。申込みは、地域の担当課職員からの電話による申込みとし、それぞれが関係各課や職員の日程を調整して実施する手順とした。参加者は、それぞれ機関の守秘義務を持つ支援者のみとした。

3. 実績

検討会で検討したケースを①どちらからの申入れでの実施か、②検討会は単機関か複数か、③ケースの年代、④ケースにみられるいくつかの要因(重複あり)、⑤ケース検討会の主たる目的(重複あり)の点で集計した。ケース検討会の目的は、幾つかの文献を参照し、a アセスメントと支援の方針、b 他機関の知識の交流、c 関係機関のネットワーク、d 研修機能(知識や情報の提供)、e 課題(地域・支援)の発見の5項目を定めて、各回の事後の記録から判断した。

【表1 検討会検討数】

年度	検討会の参加	年代	数	ケースの特徴(重複あり)								支援の課題(重複あり)				
				虐待	家族の課題	自傷	生活困窮	精神疾患疑い	発達障害疑い	知的発達疑	アセスメントと支援の方針	多領域の知識の交流	関係機関のネットワーク	研修機能(知識や情報提供)	課題(地域・支援)の発見	
H26 27	センター→地域 19	単機関10	10代	10	2	3	2	1	4	3	1	7	4	1	1	
		複数9	10代	1		1				1		1		1	1	
			20代	3	1	3			2	1		3		3	1	
			30代	2		1		1	2		2			2		
	地域→センター 8	複数8	10代	3	2	3		1	1			3		1	1	
			20代	3	1	3		2			1	3				
			30代	1		1			1			1		1		
			60代	1				1	1		1	1			1	
H27 54	センター→地域 25	単機関8	10代	4		1				2	1	4	1	2		
			20代	4	2	1		2	2	2	2	4		2	1	
		複数17	10未満	1	1	1						1		1		
			10代	8	3	8	2	1	2	4	1	8	1	4	1	
	20代		2(1)	1	1		1	1		2	2		2			
	地域→センター 29	単機関16	10代	8(1)	3	6	1	2	1	2	2	8		1	2	
			20代	3	1	3		1	2	1		3			1	
			30代	3(1)		4			2	3		3			1	
複数13			10代	7(3)	3	6		1	2	2	2	7	1	3	2	
	20代	1	1	1			1			1		1	1			
	30代	2	1	2		1	1	1	1	2		2				

(1) ケースの概要

H26 年度検討した事例数は 27 件。センターから実施の申し入れをしたケースは 19 件、地域からは 8 件である。単機関との事例検討は 10 件、多機関での検討は 9 件であり、年代は、10 代 14 件、20 代 6 件、30 代 3 件、40 代 3 件、60 代 1 件であった。センターから検討会を申し入れた機関は教育(単位制高校)や地域福祉(社会福祉協議会)等であった。地域から申し入れがあった機関は、保健所・市町精神保健主管課等であった。 H27 年度は、54 件。センターから申し入れをしたケースは 25 件、地域からは 29 件である。年代は、10 歳未満・10 代 32 件、20 代 10 件、30 代 10 件であった。センターから申し入れた機関は、教育(高校)・警察・医療等であり、地域から申し入れがあった機関は、教育(中学)・発達支援課であった。

(2) 検討の目的

【表 2 検討会の一事例】

	H26	H27
センターから地域	10代 不登校。家族背景として父アルコールと暴力、母ACの課題があるという本人の育ちへの理解を求めた。	10代 家族の自死のエピソードから摂食障害のような状態になり、学校の支援が滞っている
	長期の不登校。背景に知的能力の課題がないか、もう一度情報収集とアセスメントを行った。	DVやいじめなどのエピソードがある不登校ケース。母子家庭で生活の困窮も間近で、慎重な対応が必要
	不登校。一見怠惰にみえるが、中学時にいじめから自殺未遂をするという経過もあり、本人の心理的な背景への視点も共有。	不登校から、非行の問題も出現。知的な課題もあり、中学卒業後の支援の検討。
	30-40代 会社が倒産。在宅で家族の介護をして過ごしてきたが、家族が亡くなり単身生活。	20-30代 小学校から不登校。母子家庭。兄も不登校から二つ。時々兄から本人への暴力がある。知的発達の課題もあり。
地域からセンター	20代不適応。親族の会社に就職。会社が倒産し、その後在宅だが、両親の退職で生活が苦しくなる。	高校から不登校。いじめも受けていた。行動に不穏な様子が観察され、突発的に暴力が出ることもある。
	10代 父子家庭で要対協に上がっていたが、18歳を超えて支援が宙に浮いたケース	10代 いじめ発端の不登校。高校に進学したが、休学の予定で、その間の支援機関を検討
	不登校で中学卒業後、軸となる支援機関がない	不登校。父の精神疾患。小学校から不適応は出していた
	母子家庭で3兄弟がひきこもっている。	虐待でフォローしてきたケース。覚せい剤で少年院、退所した後の地域支援について
センター	20-30代 20代女性。こだわりがあり、父との葛藤から、母が他界した後父への高齢者虐待として通報	20-30代 摂食障害と強迫性障害。長期にわたるひきこもりと家族の巻き込まれ。アセスメントの見直し。
	20代女性。高学歴で仕事を転々としていて、現在は在宅。	兄弟3人ひきこもり。本人は不安定な様子が見られる。

検討の目的は、アセスメントと支援の方針についての検討が中心であった。検討会の一事例は表 2 のとおり。10 代ケースは義務教育や児童福祉法の支援が終了になる 18 歳(あるいは 20 歳)の時期になり、どの機関につないでいけるかわからないというものが多かった。「不登校」や「虐待」の枠組みでの支援から、アセスメントから課題に応じた支援機関にどのようにつないでいくか、地域にない場合には、その課題を明らかにしながらもセンターが一時支援を引き受ける形で、「途切れない支援」を継続させた。20 代は、本人自身の器質的な課題に、精神保健福祉的なアセスメントが求められることが多く、30 代後半以降のケースは、生活困窮が目前であり地域での支援体制の構築が喫緊の課題であり、そうした部署とアセスメントを共有させ、支援の方針を検討した。

4. まとめ

ひきこもり等のように状態像が見えにくい事例、思春期事例、多問題の事例の場合、支援のたらいまわしが起こりやすい。センターの役割として、ネットワークを質的につなぐために、情報を集約し総合的なアセスメントを行うこと、また、今後のケースの見直しについての言語化を行い、役割分担をコーディネートしていく役割が求められていると考えられる。また、思春期青年期の支援の事例から、「疾患」「障害」「福祉」ではない「若者支援」の分野の活性化やネットワークの構築もセンターの役割として必要と考えられる。

5. 参照

「多職種連携の技術(アート)」野中猛(中央法規)、「医療・保健・福祉・心理専門職のためのアセスメント技術を高めるハンドブッカーケースレポートの方法からケース検討会議の技術まで」近藤直司(明石書店)、「実践力 up 事例検討会」～みて・考え・理解して～(平成 25 年度 厚生労働省保健指導支援事業 保健指導技術開発事業 報告書)

IV. 参 考 資 料

1. 精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 19 日 健医発第 57 号

厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 18 年 12 月 14 日障発第 1222003 号

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第 45 条第 1 項の申請及び障害者自立支援法(平成 17 年法第 123 号)第 52 条第 1 項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携

により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

2. ひきこもり対策推進事業実施要領

セーフティネット支援対策等事業の実施について
平成 17 年 3 月 31 日 社援発第 0331021 号
厚生労働省社会・援護局長通知

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置カ所数

センターは、都道府県及び指定都市に、原則各 2 か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期 1 か所、成人期 1 か所の計 2 か所を基本とするが、地域の実状に応じて、1 のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所又は必要に応じて訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぐ。

なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるように、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び

- 地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。
- エ その他のひきこもり対策推進事業
上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期の「センター」の対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンター間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるように特に留意すること。

3. ひきこもり推計数

若者の意識に関する調査(ひきこもり調査)H22年2月内閣府

厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもり推計値

(世界精神保健(WMH)調査 厚生労働科学研究(H16-19))

分類	準ひきこもり	狭義のひきこもり				計	広義のひきこもり	ひきこもり親和群	分類	推計数	
	普段は家にいるが、自分の趣味に関する幼児の時だけ外出する	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	自室からは出るが、家からは出ない	自室からほとんど出ない	準ひきこもり + 狭義のひきこもり						
有効回収率に占める割合(%)	1.19	0.40	0.09	0.12		1.79	3.99	ひきこもり出現率	0.5		
2016年 15～39歳推計人口								住民基本台帳人口に基づく総世帯数 (平成28年1月1日現在)			
全国	35,216,352	419,075	140,865	31,695	42,260	214,820	633,894	1,405,132	全国	56,950,757	284,754
		≒42万人				≒21万人	≒63万人	≒141万人			≒28.5万世帯
滋賀県	405,539	4,826	1,622	365	487	2,474	7,300	16,181	滋賀県	559,129	2,796
大津圏域	93,439	1,112	374	84	112	570	1,682	44	大津圏域	143,721	719
大津市	93,439	1,112	374	84	112	570	1,682	44	大津市	143,721	719
湖南圏域	100,340	1,194	401	90	120	612	1,806	48	湖南圏域	130,930	655
草津市	40,484	482	162	36	49	247	729	19	草津市	55,188	276
守山市	23,837	284	95	21	29	145	429	11	守山市	30,296	151
栗東市	21,478	256	86	19	26	131	387	10	栗東市	26,334	132
野洲市	14,541	173	58	13	17	89	262	7	野洲市	19,112	96
甲賀圏域	42,898	510	172	39	51	262	772	20	甲賀圏域	56,757	284
甲賀市	25,900	308	104	23	31	158	466	12	甲賀市	34,190	171
湖南市	16,998	202	68	15	20	104	306	8	湖南市	22,567	113
東近江圏域	66,184	788	265	60	79	404	1,191	31	東近江圏域	87,022	435
東近江市	33,391	397	134	30	40	204	601	16	東近江市	42,442	212
近江八幡市	23,011	274	92	21	28	140	414	11	近江八幡市	32,483	162
竜王町	3,732	44	15	3	4	23	67	2	竜王町	4,183	21
日野町	6,050	72	24	5	7	37	109	3	日野町	7,914	40
湖東圏域	45,409	540	182	41	54	277	817	22	湖東圏域	61,678	308
彦根市	33,031	393	132	30	40	201	595	16	彦根市	45,941	230
愛荘町	6,584	78	26	6	8	40	119	3	愛荘町	7,545	38
豊郷町	2,035	24	8	2	2	12	37	1	豊郷町	2,858	14
甲良町	1,878	22	8	2	2	11	34	1	甲良町	2,592	13
多賀町	1,881	22	8	2	2	11	34	1	多賀町	2,742	14
湖北圏域	44,646	531	179	40	54	272	804	21	湖北圏域	58,817	294
長浜市	33,775	402	135	30	41	206	608	16	長浜市	44,740	224
米原市	10,871	129	43	10	13	66	196	5	米原市	14,077	70
高島圏域	12,623	150	50	11	15	77	227	6	高島圏域	20,204	101
高島市	12,623	150	50	11	15	77	227	6	高島市	20,204	101

4. 社会資源一覧

1. 精神科等医療機関

(1) 精神科病院(入院病床あり)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	滋賀里病院	520 0006	大津市滋賀里1丁目18番41号	077-522-5426	
2	琵琶湖病院	520 0113	大津市坂本1丁目8番5号	077-578-2023	
3	瀬田川病院	520 2142	大津市玉野浦4番21号	077-543-1441	
4	滋賀医科大学医学部附属病院	520 2192	大津市瀬田月輪町	077-548-2111	
5	滋賀県立精神医療センター	525 0072	草津市笠山8丁目4番25号	077-567-5001	
6	湖南病院	520 2433	野洲市八夫2077番地	077-589-5155	
7	水口病院	520 0031	甲賀市水口町本町2丁目2-43	0748-62-1212	
8	滋賀八幡病院	523 0891	近江八幡市鷹飼町744番地	0748-33-7101	
9	近江温泉病院	527 0145	東近江市北坂町966	0749-46-1125	
10	豊郷病院	529 1168	犬上郡豊郷町大字八目12番地	0749-35-3001	
11	セフィロト病院	526 0045	長浜市寺田町257番地	0749-62-1652	
12	長浜赤十字病院	526 0053	長浜市宮前町14番7号	0749-63-2111	

(2) 精神科病院(入院病床なし)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	大津市民病院	520 0804	大津市本宮2-9-9	077-522-4607	
2	大津赤十字病院	520 8511	大津市長等1丁目1-35	077-522-4131	
3	公立甲賀病院	528 0014	甲賀市水口町松尾1256番地	0748-62-0234	
4	彦根市立病院	522 8539	彦根市八坂1882	0749-22-6050	
5	長浜市立湖北病院	529 0426	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3315	
6	高島市民病院	520 1211	高島市勝野1667	0740-36-0220	

(3) 精神科等診療所

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	におの浜クリニック	520 0801	大津市におの浜2-2-6	077-523-3757	
2	びわこクリニック	520 0232	大津市真野1丁目12番23号	077-573-4800	
3	浜大津まつた医院	520 0047	大津市浜大津3丁目10-3 ハイソ浜大津1階	077-525-0086	
4	湖南クリニック	520 2144	大津市大萱1丁目19-25	077-545-8530	
5	おうみのくにクリニック	520 2144	大津市大萱1-18-34中川ビル	077-544-3980	
6	山岡医院	520 0113	大津市坂本6丁目27-21	077-578-0145	
7	バイオメンタルクリニック	520 0832	大津市粟津町2-49 オプト石山3F	077-531-0187	
8	なかじまクリニック	520 0818	大津市西の庄5番25号 アメニティ膳所203号	077-521-0701	
9	いしやまクリニック	520 0832	大津市粟津町3-2	077-537-2558	
10	ときめき坂メンタルクリニック	520 0802	大津市馬場1-3-6	077-528-1556	

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
12	辻メンタルクリニック	520 0057	大津市御幸町2-2	077-510-0567	
13	さいクリニック	525 0032	草津市大路2丁目1-27	077-566-7271	
14	水口クリニック	525 0027	草津市野村1丁目1-10	077-566-0601	
15	南草津坂本診療所	525 0059	草津市野路1丁目12-41クレアツール21 2階	077-566-1002	
16	メープル・クリニック	525 0059	草津市野路1丁目14-38-204	077-561-3877	
17	ひつじクリニック	525 0037	草津市西大路町4-1 YAO-Qビル2F	077-565-2625	
18	のぞみクリニック	525 0036	草津市草津町1973	077-562-1170	
19	南草津けやきクリニック	525 0050	草津市南草津1-1-8	077-565-7708	
20	藤本クリニック	524 0037	守山市梅田町2-1-303	077-582-6032	
21	守山こころのクリニック	524 0041	守山市勝部1丁目1-21	077-514-2262	
22	かのうクリニック	520 3031	栗東市糺3丁目10番22号	077-554-2960	
23	阿星山診療所	520 3234	湖南市中央五丁目168 甲西中央ビル101	0748-72-7634	
24	南彦根クリニック	522 0054	彦根市西今町138	0749-24-7808	
25	菅原メンタルクリニック	522 0074	彦根市大東町9番16号	0749-21-0840	
26	世一クリニック	529 1314	愛知県愛荘町中宿31-3	0749-42-7506	
27	つつみクリニック	526 0015	長浜市神照町480-2	0749-63-0223	
28	アップルクリニック	526 0058	長浜市南呉服町9番2号	0749-68-0355	
29	バームこどもクリニック	520 3027	栗東市野尻440	077-551-2110	
30	かりゆしクリニック	528 0235	甲賀市土山町大野401	0748-67-0155	
31	菜の花心療クリニック	522 0074	滋賀県彦根市大東町2-29	0749-27-7087	
32	くどうクリニック	520 0047	大津市浜大津3丁目7-2	077-510-1030	
33	大津心療内科クリニック	520 0033	大津市大門通り3-29	077-525-3188	

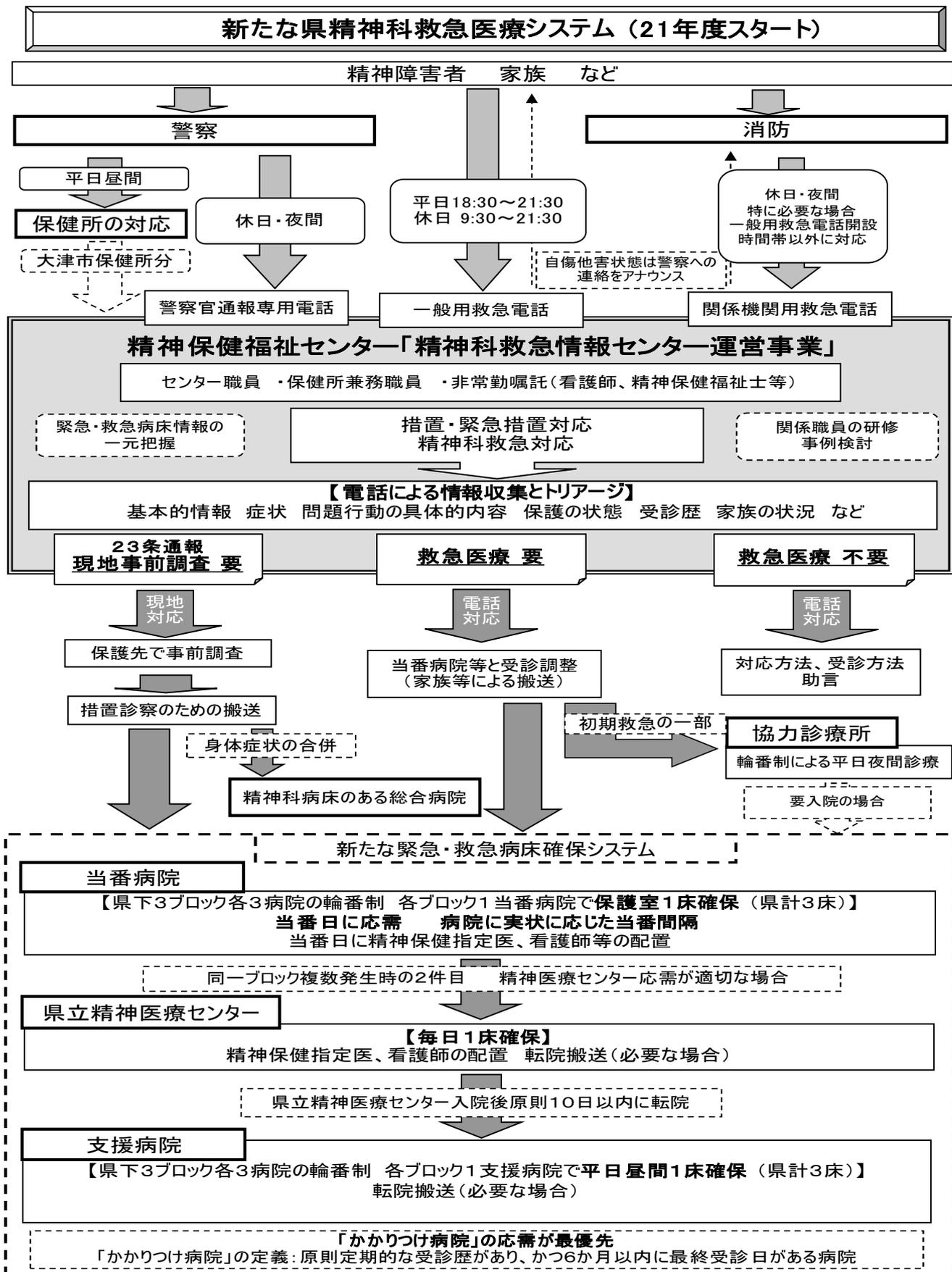
2. 相談支援事業所

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	オアシスの郷	520 0026	大津市桜野町1丁目10-5	077-510-5725	地域活動支援センター1型
2	やすらぎ	520 0837	大津市中庄1丁目15-18	077-526-7802	地域活動支援センター1型
3	風(ふう)	520 2433	野洲市八夫1318	077-589-8784	地域活動支援センター1型
4	草津市立障害者福祉センター	525 0025	草津市西浜川2丁目9-38	077-569-0351	地域活動支援センター1型
5	このゆびとまれ	520 3213	湖南市大池町10-1	0748-75-8949	地域活動支援センター1型
6	しろやま	528 0031	甲賀市水口町本町2丁目2-27	0748-62-8181	地域活動支援センター1型
7	ふらっと	523 0895	近江八幡市宇津呂町19-6	0748-32-2667	地域活動支援センター1型
8	太陽	527 0012	東近江市八日市本町7-8	0748-20-2255	地域活動支援センター1型
9	まな	522 0054	彦根市西今町1328	0749-21-2192	地域活動支援センター1型
10	ステップアップ21	529 1168	犬上郡豊郷町八目49	0749-35-0333	地域活動支援センター1型
11	そら	526 0835	長浜市室町薬師堂396-2	0749-68-2255	地域活動支援センター1型
12	ほっとステーション	526 0063	長浜市末広町6-2 ワイエビル18 1F	0749-64-5130	—
13	コンパス	520 1611	高島市今津町弘川204-1	0740-22-5553	—

3. 働き・暮らし応援センター(障害者就業・生活支援センター)

	名称	郵便番号	住所	電話番号	備考
1	おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch	520 0044	大津市京町3丁目5番12号森田ビル1F	077-522-5142	
2	湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく	524 0037	守山市梅田町2-1セルバ217号室	077-583-5979	
3	甲賀地域働き・暮らし応援センター	528 8511	甲賀市水口町水口6200 甲賀合同庁舎内1階	0748-63-5830	
4	東近江圏働き・暮らし応援センター“Tekito-	523 0015	近江八幡市上田町1288-18 2F	0748-36-1299	
5	湖東地域働き・暮らし応援センター“コト-	522 0088	彦根市西今町87-16	0749-21-2245	
6	湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション	526 0845	長浜市小堀町32番地3 ながはまウエルセンター内	0749-64-5130	
7	湖西地域働き・暮らし応援センター	520 1623	高島市今津町住若2-11-2	0740-22-3876	

5. 滋賀県精神科救急医療システム事業



6. 年度別申請・通報等の対応件数

1. 申請・通報等の対応機関別件数																						
保健所等名	18年度	割合	19年度	割合	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合	28年度	割合
大津市	27	18%	53	30%	34	26%	27	18%	34	20%	44	26%	44	19%	50	22%	44	24%	54	24%	56	25%
草津	25	17%	21	12%	26	20%	30	20%	34	20%	19	11%	26	11%	30	13%	27	15%	33	15%	43	19%
甲賀	14	9%	14	8%	10	8%	6	4%	19	11%	22	13%	33	14%	19	8%	9	5%	18	8%	14	6%
東近江	24	16%	15	9%	9	7%	10	7%	10	6%	15	9%	34	15%	27	12%	24	13%	21	9%	24	11%
彦根	18	12%	24	14%	13	10%	23	15%	20	12%	10	6%	13	6%	18	8%	10	6%	10	4%	10	4%
長浜	25	17%	28	16%	13	10%	6	4%	16	9%	10	6%	16	7%	20	9%	18	10%	26	12%	19	8%
高島	6	4%	5	3%	14	11%	3	2%	4	2%	4	2%	19	8%	4	2%	4	2%	6	3%	2	1%
県	11	7%	14	8%	14	11%	44	30%	36	21%	45	27%	47	20%	46	20%	45	25%	58	26%	61	27%
計	150	100%	174	100%	133	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%	229	100%
措置入院	51	34%	61	35%	41	31%	34	23%	56	32%	55	33%	76	33%	63	29%	63	35%	54	24%	59	26%
2. 申請・通報等の経路別件数																						
経路	18年度	割合	19年度	割合	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合	28年度	割合
家族等	20	13%	25	14%	23	17%	8	5%	15	9%	6	4%	5	2%	0	0%	5	3%	3	1%	3	1%
医療関係	11	7%	11	6%	2	1%	8	5%	4	2%	8	5%	4	2%	6	3%	11	6%	3	1%	7	3%
警察官	108	72%	124	71%	94	70%	102	68%	116	67%	110	65%	176	76%	162	76%	120	66%	163	72%	157	69%
検察官	3	2%	3	2%	4	3%	6	4%	2	1%	11	7%	5	2%	5	2%	8	4%	7	3%	11	5%
矯正施設長	8	5%	11	6%	10	7%	25	17%	34	20%	34	20%	42	18%	41	19%	37	20%	50	22%	50	22%
病院管理者	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%
知事		0%		0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	150	100%	174	100%	135	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%	229	100%

